

第2期

# 稲沢市子ども・子育て支援事業計画

2020～2024年度

思いやり

支えあい

地域で育む子育て支援



©稲沢市 いなっぴー



令和2年3月  
稲沢市

## はじめに

子どもを取り巻く環境をはじめ、私たちのライフスタイルや価値観は多様化するとともに、生活環境は目まぐるしく変化しています。また、急速に進む少子高齢化に対応する社会保障の充実と安定のため、令和元年10月に



消費税率が引上げられ、子育て世代への国の施策として、3歳児から5歳児の幼児教育・保育の無償化等の施策が実施されました。今後も、引き続き子育て世代を支援する施策が展開されることが予測されます。

本市でも、様々に変化する時代の波に対応しながら、次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育つことができるよう、子育て世代をはじめ、市民の皆様が子どもを安心して産み育てることができる環境を、より良いものにするのが求められています。

「子ども・子育て支援法」成立に伴い、本市では「思いやり支えあい、地域で育む子育て支援」の基本理念のもと、平成26年度に「稲沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、限られた財源の中、様々な子育て支援施策に取り組んでまいりました。この度、「第2期稲沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第1期の基本理念を引継ぎながら、子どもたちが豊かに成長できる取組と、子育て世代の皆様を応援する取組の両方を、バランスを取りながら推進することにより、「子育て・教育は稲沢で！」と言われるまちとなるよう、更に計画を進めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケートなどにより貴重な御意見をいただいた市民の皆様、様々な視点から熱心に協議いただきました稲沢市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、関係機関及び関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

稲沢市長 加藤錠司郎

# 目 次

|  |           |
|--|-----------|
| <b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....                         | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の背景と目的 .....                               | 1         |
| 2 計画の位置づけ .....                                  | 2         |
| 3 計画の対象 .....                                    | 3         |
| 4 計画の期間 .....                                    | 4         |
| 5 計画の策定体制と策定の経緯 .....                            | 4         |
| <b>第2章 稲沢市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題</b> .....           | <b>5</b>  |
| 1 統計データからみた子どもを取り巻く状況 .....                      | 5         |
| 2 稲沢市の子育て支援の状況 .....                             | 14        |
| 3 アンケート調査結果からみた子どもを取り巻く状況 .....                  | 20        |
| 4 「稲沢市子ども・子育て支援事業計画」の評価 .....                    | 32        |
| 5 稲沢市の子ども・子育てを取り巻く課題 .....                       | 34        |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....                      | <b>36</b> |
| 1 基本理念 .....                                     | 36        |
| 2 基本的な視点 .....                                   | 36        |
| 3 基本目標 .....                                     | 37        |
| 4 施策の体系 .....                                    | 39        |
| <b>第4章 施策の展開</b> .....                           | <b>40</b> |
| 基本目標1 家庭における子育てへの支援 .....                        | 40        |
| 基本目標2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供 .....              | 49        |
| 基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備 .....                  | 52        |
| 基本目標4 仕事と子育ての両立の推進 .....                         | 57        |
| <b>第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</b> ..... | <b>58</b> |
| 1 教育・保育提供区域の設定 .....                             | 58        |
| 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方 .....            | 59        |
| 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期..      | 63        |
| 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期..      | 70        |
| <b>第6章 計画の進行管理</b> .....                         | <b>83</b> |
| 1 施策の実施状況の点検 .....                               | 83        |
| 2 国・県等との連携 .....                                 | 83        |
| <b>資料編</b> .....                                 | <b>84</b> |
| 1 策定経過 .....                                     | 84        |
| 2 稲沢市子ども・子育て会議条例 .....                           | 85        |
| 3 稲沢市子ども・子育て会議委員名簿 .....                         | 87        |

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と目的

我が国においては、少子化の進行により、人口構造のバランスが崩れ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響が懸念されています。

一方、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因は様々であり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国は、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、これに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から実施しました。この制度は、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

本市では、平成21年度に策定した「次世代育成支援対策 稲沢市行動計画（後期計画）」の方向性を継承しながら、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえた「稲沢市子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

今回、「稲沢市子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本市の最上位計画である「稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）」等との調和を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2年度を初年度とする「第2期稲沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

#### 【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、本計画は、以下の内容を内包した本市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画とします。

#### ○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」を内包する計画として策定

#### ○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

#### ○子どもの貧困対策

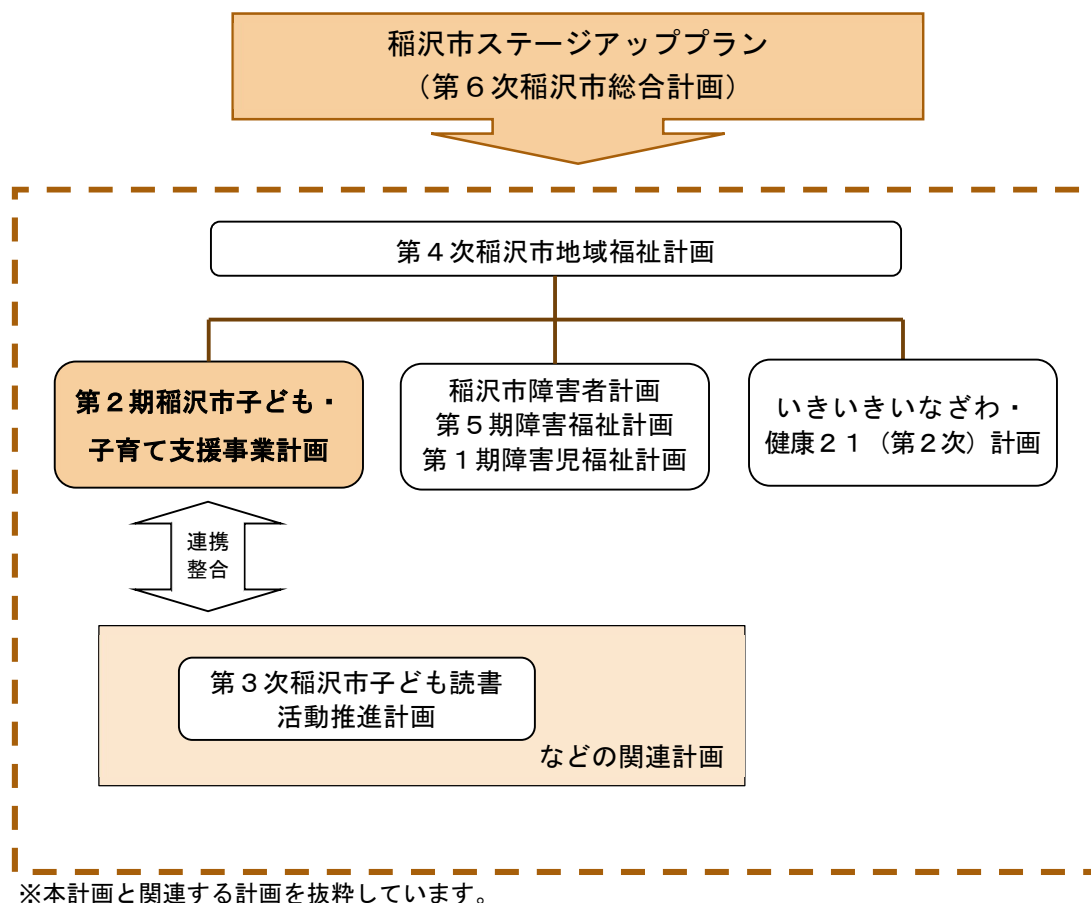
国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく、本市の子どもの貧困対策につなげる計画として策定



## (2) 他の計画との関係

本計画は、本市の「稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）」を上位計画とし、稲沢市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、市の「地域福祉計画」のもと、関連個別計画との調和を図った計画として策定するものです。



## 3 計画の対象

本計画の対象は、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとその保護者（子育て家庭）とします。

## 4 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

(年度)

| H27<br>(2015)    | H28<br>(2016) | H29<br>(2017) | H30<br>(2018) | H31<br>R 1<br>(2019) | R 2<br>(2020)       | R 3<br>(2021) | R 4<br>(2022) | R 5<br>(2023) | R 6<br>(2024) |
|------------------|---------------|---------------|---------------|----------------------|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 稲沢市子ども・子育て支援事業計画 |               |               |               |                      |                     |               |               |               |               |
|                  |               |               |               |                      | 第2期稲沢市子ども・子育て支援事業計画 |               |               |               |               |

## 5 計画の策定体制と策定の経緯

### [アンケート調査の実施]

本計画の策定に当たり、教育・保育、子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、「子育て支援に関するアンケート調査」を平成30年11月に実施しました。

また、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の運営主体の現状と今後の意向を把握するため、市内の私立保育園・私立幼稚園を対象にしたアンケート調査を令和元年5月に実施しました。

### [ヒアリング調査の実施]

本計画の策定に当たり、地域の教育・保育、子育てに関わる方々の意向や地域の情報を把握し、計画策定の参考とするため、子育て支援団体に対するヒアリング調査を令和元年5月に実施しました。

### [子ども・子育て会議の開催]

本計画の策定に当たっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や公募による市民の代表により構成される「稲沢市子ども・子育て会議」を開催し、委員から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

### [パブリックコメントの実施]

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを令和元年12月から令和2年1月にかけて実施し、意見を募りました。

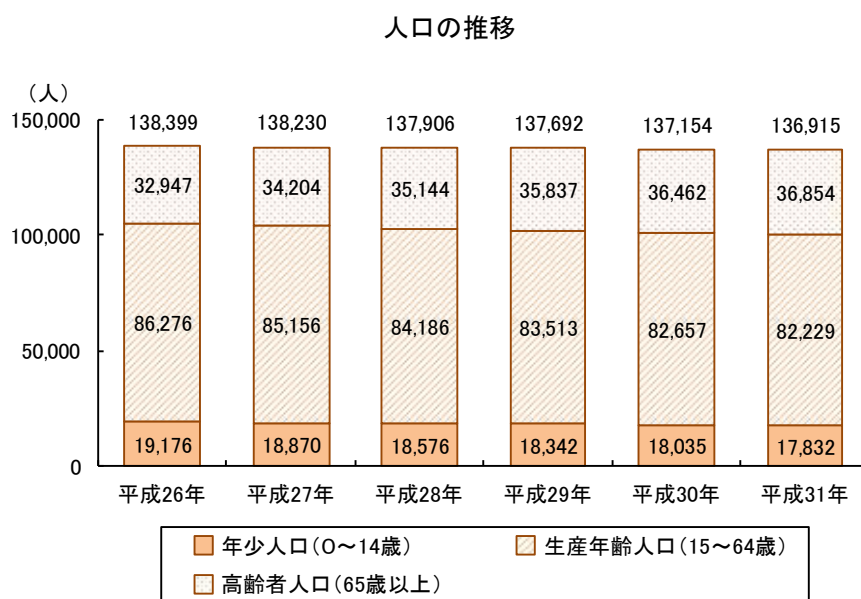
## 第2章 稲沢市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

### 1 統計データからみた子どもを取り巻く状況

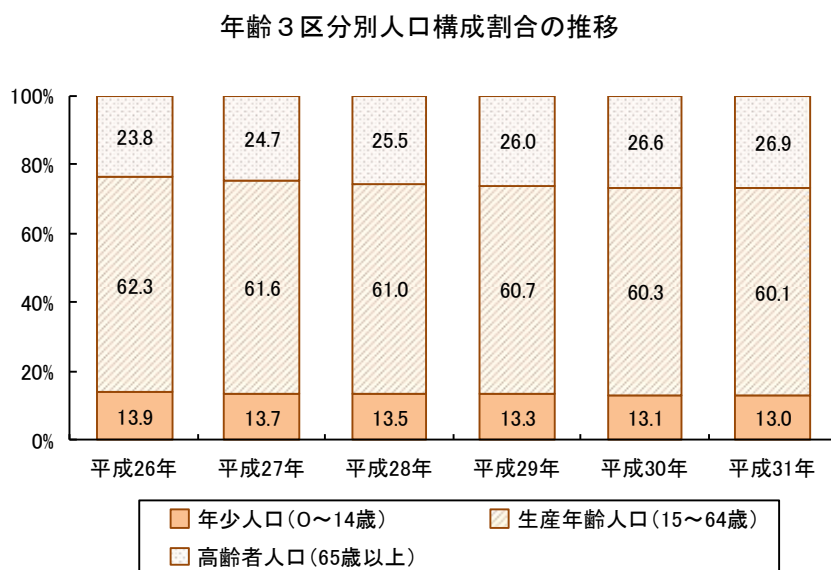
#### (1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は平成27年以降、少しずつ減少が続いており、平成26年は138,399人でしたが、平成31年には136,915人となっています。また、年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少が続いている一方、高齢者人口（65歳以上）は増加が続いています。

年齢3区分別人口構成割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は低下が続き、高齢者人口（65歳以上）は上昇が続いています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

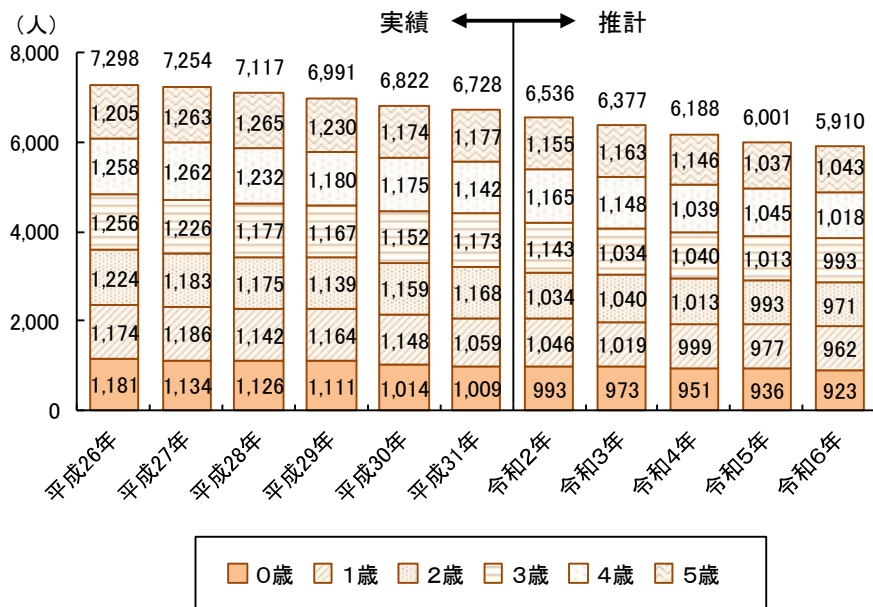


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



就学前児童数の推移をみると、いずれの年齢もおおむね減少傾向となっています。特に、平成26年から平成31年にかけて、0歳は172人減少と、他の年齢よりも減少が大きくなっています。また、将来の推計では、いずれの年齢も減少傾向となっており、就学前児童数は更に減少が進むと見込まれています。

就学前児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



地区別年齢別就学前児童数の推移

単位：人

| 地区    | 年齢 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | H31/H26 |
|-------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 稲沢地区  | 0歳 | 248     | 245     | 226     | 242     | 221     | 235     | 横ばい     |
|       | 1歳 | 225     | 243     | 240     | 217     | 243     | 226     |         |
|       | 2歳 | 233     | 226     | 239     | 252     | 213     | 251     |         |
|       | 3歳 | 225     | 227     | 233     | 227     | 247     | 224     |         |
|       | 4歳 | 240     | 226     | 222     | 240     | 227     | 251     |         |
|       | 5歳 | 256     | 243     | 219     | 225     | 244     | 234     |         |
|       | 計  | 1,427   | 1,410   | 1,379   | 1,403   | 1,395   | 1,421   |         |
| 小正地区  | 0歳 | 229     | 215     | 254     | 222     | 209     | 195     | 減少      |
|       | 1歳 | 217     | 213     | 206     | 253     | 212     | 191     |         |
|       | 2歳 | 192     | 197     | 202     | 192     | 221     | 201     |         |
|       | 3歳 | 205     | 180     | 181     | 194     | 179     | 204     |         |
|       | 4歳 | 196     | 201     | 177     | 162     | 183     | 161     |         |
|       | 5歳 | 171     | 194     | 196     | 174     | 156     | 172     |         |
|       | 計  | 1,210   | 1,200   | 1,216   | 1,197   | 1,160   | 1,124   |         |
| 下津地区  | 0歳 | 202     | 205     | 177     | 183     | 141     | 132     | 減少      |
|       | 1歳 | 216     | 198     | 191     | 183     | 179     | 139     |         |
|       | 2歳 | 194     | 207     | 188     | 174     | 173     | 176     |         |
|       | 3歳 | 183     | 187     | 199     | 184     | 165     | 174     |         |
|       | 4歳 | 168     | 186     | 186     | 197     | 187     | 163     |         |
|       | 5歳 | 158     | 163     | 190     | 182     | 191     | 186     |         |
|       | 計  | 1,121   | 1,146   | 1,131   | 1,103   | 1,036   | 970     |         |
| 明治地区  | 0歳 | 78      | 82      | 81      | 74      | 67      | 75      | 減少      |
|       | 1歳 | 82      | 91      | 89      | 88      | 82      | 80      |         |
|       | 2歳 | 113     | 90      | 96      | 90      | 97      | 85      |         |
|       | 3歳 | 110     | 117     | 92      | 99      | 98      | 103     |         |
|       | 4歳 | 113     | 111     | 115     | 97      | 96      | 94      |         |
|       | 5歳 | 100     | 113     | 117     | 119     | 96      | 100     |         |
|       | 計  | 596     | 604     | 590     | 567     | 536     | 537     |         |
| 千代田地区 | 0歳 | 49      | 51      | 55      | 44      | 60      | 51      | 減少      |
|       | 1歳 | 65      | 54      | 61      | 70      | 54      | 69      |         |
|       | 2歳 | 71      | 68      | 52      | 67      | 77      | 54      |         |
|       | 3歳 | 66      | 79      | 74      | 56      | 76      | 82      |         |
|       | 4歳 | 82      | 70      | 85      | 81      | 61      | 77      |         |
|       | 5歳 | 90      | 82      | 76      | 88      | 84      | 61      |         |
|       | 計  | 423     | 404     | 403     | 406     | 412     | 394     |         |
| 大里西地区 | 0歳 | 83      | 75      | 77      | 63      | 68      | 71      | 横ばい     |
|       | 1歳 | 72      | 86      | 73      | 82      | 78      | 78      |         |
|       | 2歳 | 75      | 78      | 89      | 71      | 86      | 86      |         |
|       | 3歳 | 88      | 85      | 78      | 90      | 79      | 90      |         |
|       | 4歳 | 82      | 89      | 88      | 79      | 92      | 80      |         |
|       | 5歳 | 77      | 89      | 88      | 88      | 82      | 93      |         |
|       | 計  | 477     | 502     | 493     | 473     | 485     | 498     |         |

単位：人

| 地区    | 年齢  | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | H31/H26 |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大里東地区 | 0 歳 | 86      | 62      | 61      | 90      | 61      | 78      | 減少      |
|       | 1 歳 | 75      | 81      | 67      | 64      | 95      | 70      |         |
|       | 2 歳 | 90      | 84      | 74      | 72      | 72      | 104     |         |
|       | 3 歳 | 100     | 91      | 85      | 83      | 78      | 71      |         |
|       | 4 歳 | 114     | 96      | 95      | 85      | 86      | 86      |         |
|       | 5 歳 | 85      | 109     | 100     | 94      | 82      | 86      |         |
|       | 計   | 550     | 523     | 482     | 488     | 474     | 495     |         |
| 祖父江地区 | 0 歳 | 136     | 127     | 123     | 121     | 121     | 112     | 減少      |
|       | 1 歳 | 140     | 145     | 138     | 136     | 125     | 130     |         |
|       | 2 歳 | 169     | 143     | 152     | 143     | 144     | 126     |         |
|       | 3 歳 | 179     | 173     | 141     | 150     | 152     | 144     |         |
|       | 4 歳 | 173     | 182     | 172     | 145     | 157     | 148     |         |
|       | 5 歳 | 169     | 177     | 177     | 168     | 144     | 157     |         |
|       | 計   | 966     | 947     | 903     | 863     | 843     | 817     |         |
| 平和地区  | 0 歳 | 70      | 72      | 72      | 72      | 66      | 60      | 減少      |
|       | 1 歳 | 82      | 75      | 77      | 71      | 80      | 76      |         |
|       | 2 歳 | 87      | 90      | 83      | 78      | 76      | 85      |         |
|       | 3 歳 | 100     | 87      | 94      | 84      | 78      | 81      |         |
|       | 4 歳 | 90      | 101     | 92      | 94      | 86      | 82      |         |
|       | 5 歳 | 99      | 93      | 102     | 92      | 95      | 88      |         |
|       | 計   | 528     | 518     | 520     | 491     | 481     | 472     |         |

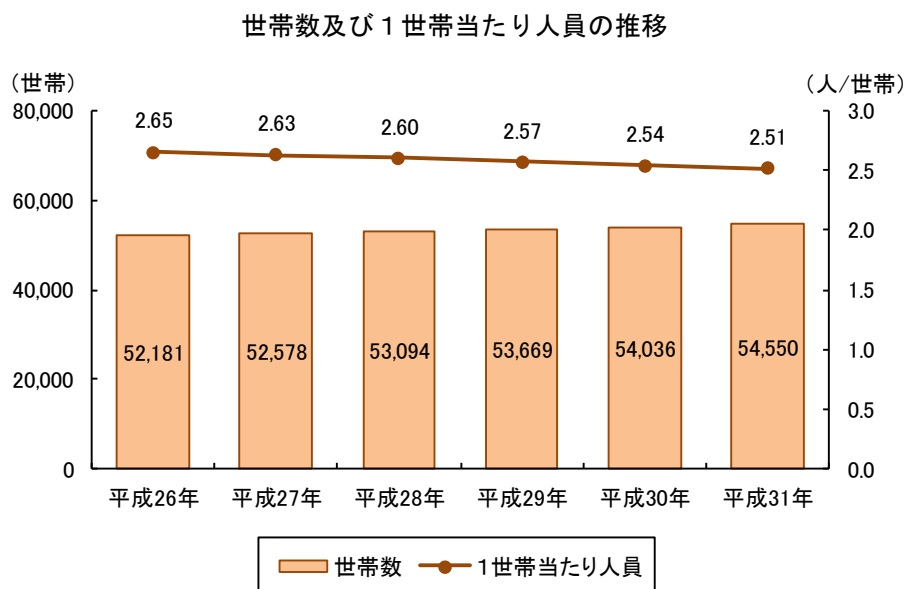
※「H31/H26」は、各地区の計について、平成 26 年から平成 31 年の人口増減率からみた傾向です。  
人口増減率が、-5.0%以下を「減少」、-4.9%~+4.9%を「横ばい」、+5.0%以上を「増加」としています。

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）



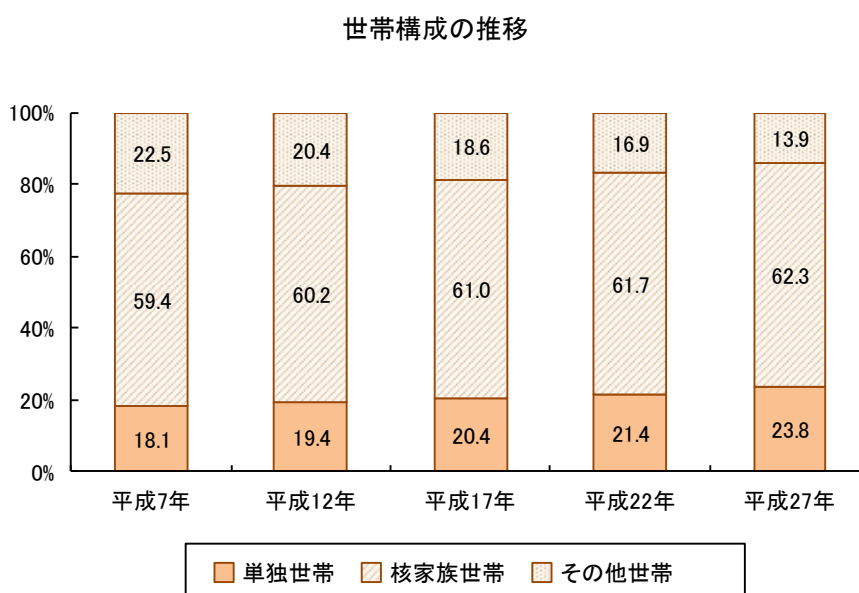
## (2) 世帯の推移

世帯数及び1世帯当たり人員の推移をみると、世帯数は、平成27年以降増加が続いており、平成26年は52,181世帯でしたが、平成31年には54,550世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は減少が続き、平成26年は2.65人/世帯でしたが、平成31年には2.51人/世帯となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

世帯構成の推移をみると、核家族世帯が最も高く、平成27年は62.3%となっており、上昇が続いています。これに次ぐ単独世帯も、平成7年の18.1%から上昇が続き、平成17年にはその他世帯を上回り、平成27年には23.8%となっています。

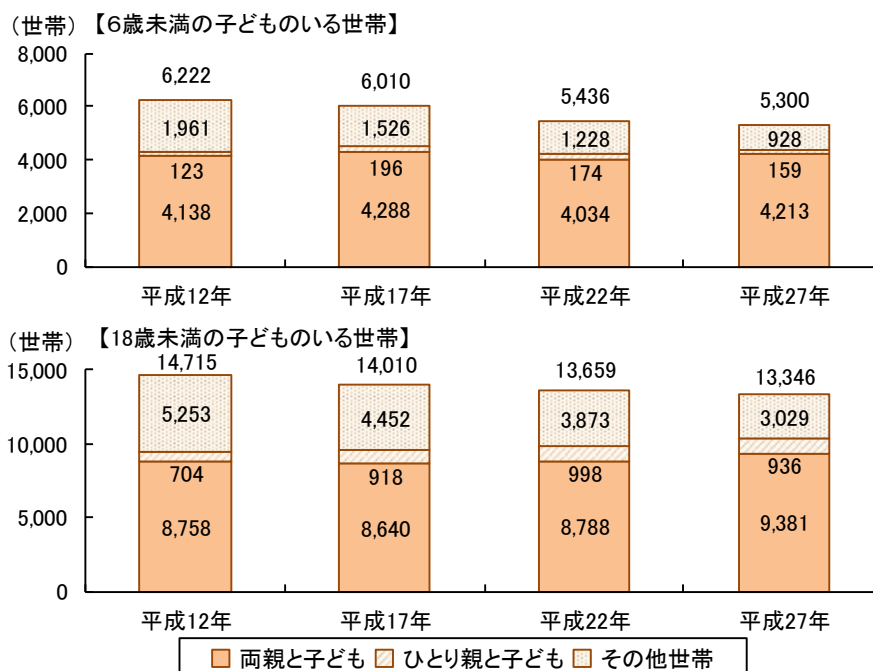


資料：国勢調査

子どものいる世帯の推移をみると、両親と子どもの世帯、ひとり親と子どもの世帯を合計した核家族世帯は、6歳未満の子どものいる世帯では、年により世帯数に増減がありますが、18歳未満の子どものいる世帯では、増加が続いています。

また、ひとり親と子どもの世帯は、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに平成22年から平成27年にかけて減少しており、平成27年は6歳未満の子どものいる世帯が159世帯、18歳未満の子どものいる世帯が936世帯となっています。

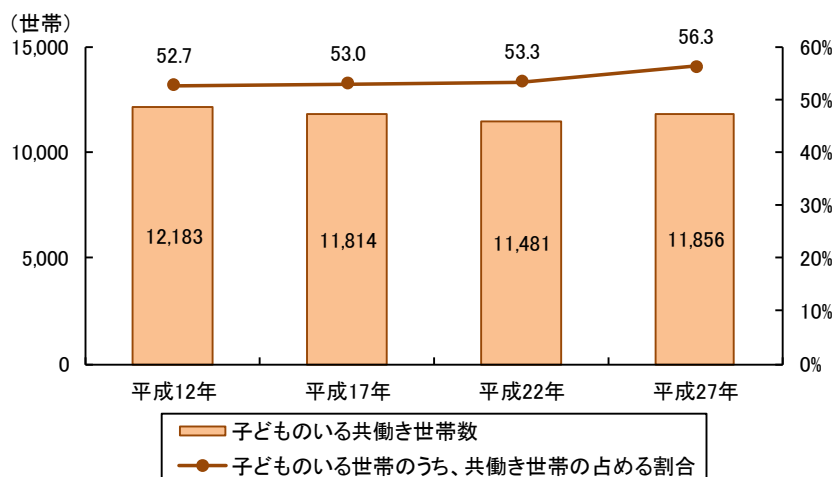
子どものいる世帯の推移



共働き世帯の推移をみると、子どものいる共働き世帯数は減少が続いていましたが、平成27年には増加に転じ、11,856世帯となっています。

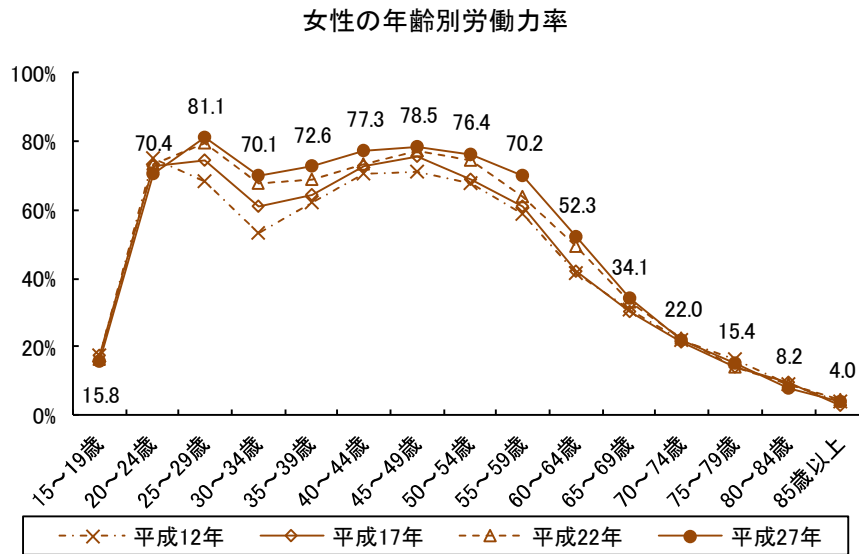
また、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、上昇が続いており、平成12年は52.7%でしたが、平成27年は56.3%となっています。

共働き世帯の推移



### (3) 女性の労働力率

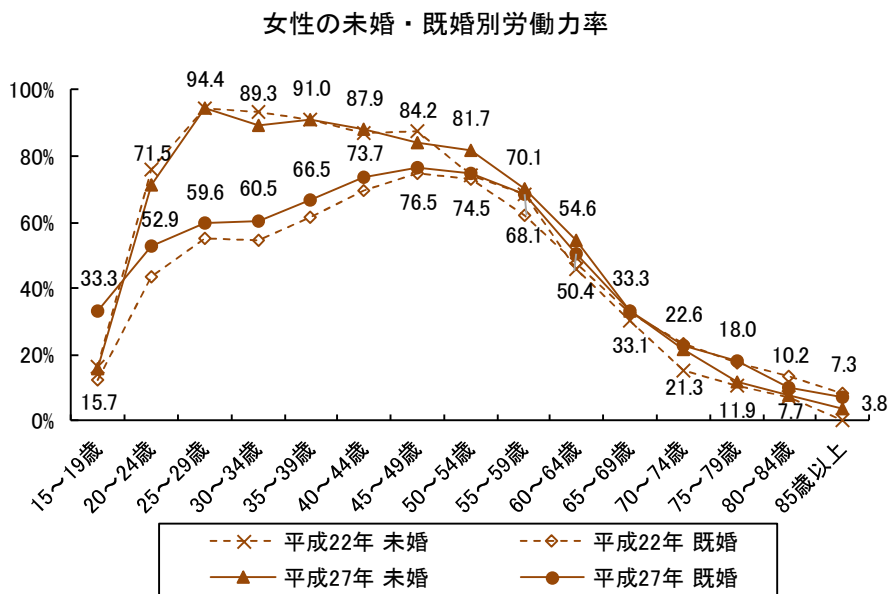
女性の年齢別労働力率をみると、30～34歳に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いていますが、労働力率は毎回の調査で上昇しており、カーブが緩やかになってきています。



※グラフ中の値は、平成27年の労働力率

資料：国勢調査

女性の未婚・既婚別労働力率をみると、25～29歳から35～39歳で特に差が大きくなっていますが、平成22年と平成27年を比較すると、この年齢層の既婚の労働力率が上昇しています。



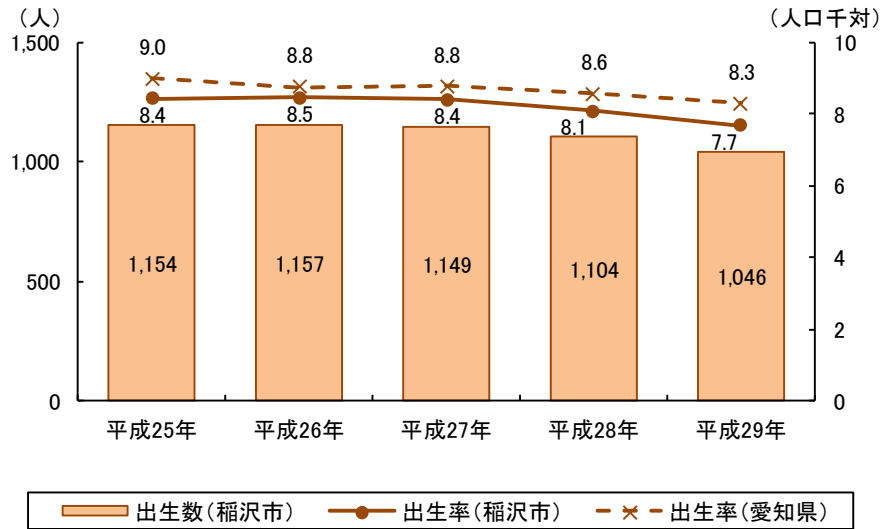
※グラフ中の値は、平成27年の労働力率

資料：国勢調査

#### (4) 出生の動向

出生数及び出生率の推移をみると、本市の出生数は平成 26 年をピークに減少しており、平成 29 年は 1,046 人となっています。また、出生率も同様に、平成 26 年をピークに減少し、平成 29 年は 7.7 となっており、いずれの年も愛知県を下回っています。

出生数及び出生率（人口千対）の推移

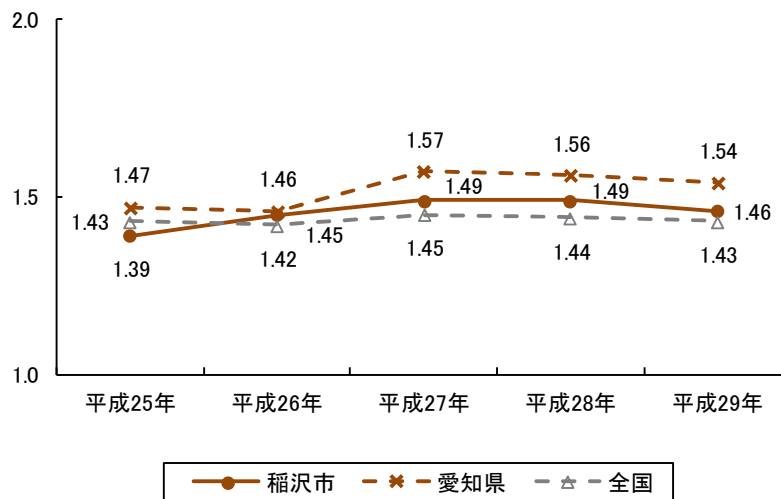


資料：愛知県衛生年報

合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

合計特殊出生率の推移をみると、本市は平成 25 年の 1.39 から平成 28 年は 1.49 と増加傾向にあったものの、平成 29 年は 1.46 と減少となり、全国、愛知県と同様に減少に転じています。また、平成 26 年以降は、全国を上回っていますが、いずれの年も愛知県を下回っています。

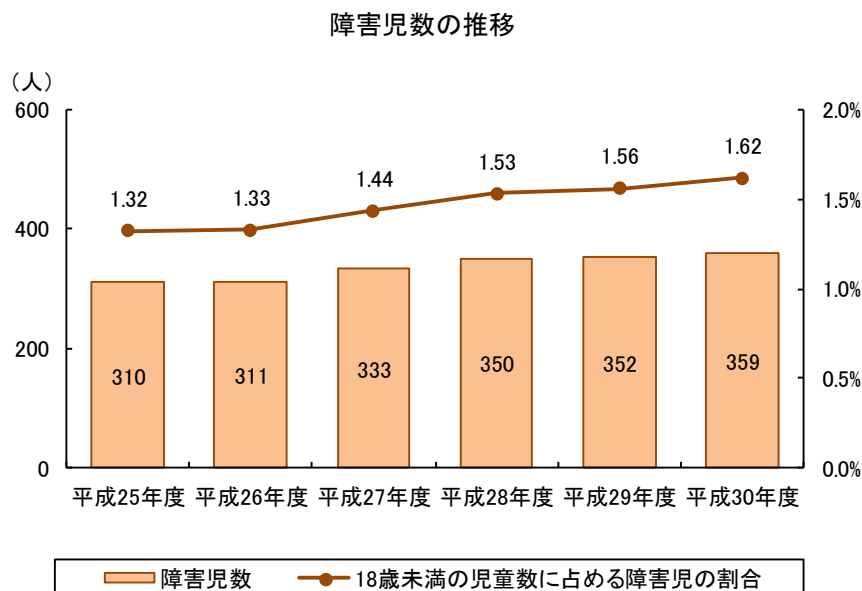
合計特殊出生率の推移



資料：愛知県衛生年報、人口動態統計

## (5) 障害児の推移

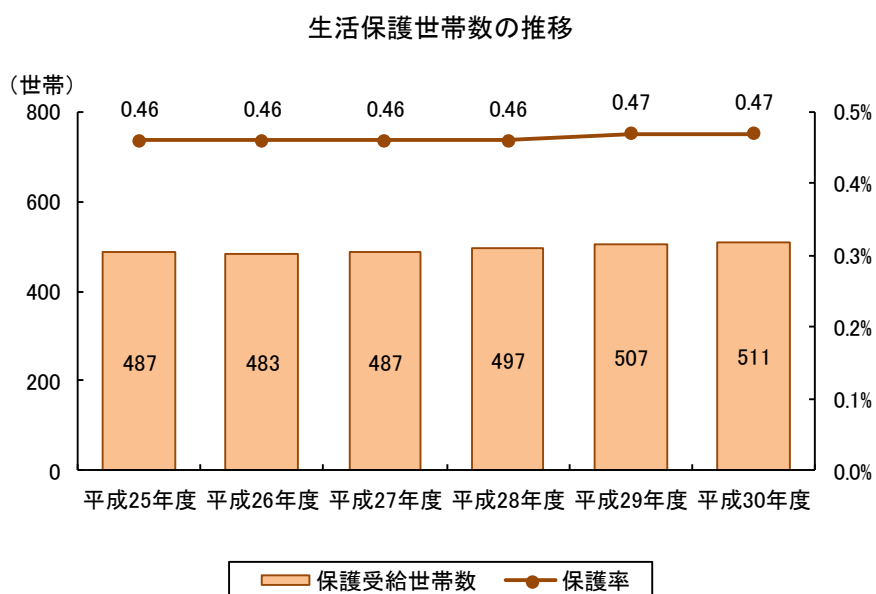
障害児数の推移をみると、障害児数は増加傾向にあり、平成30年度は359人となっています。また、18歳未満の児童数に占める障害児の割合も上昇しており、平成30年度は1.62%となっています。



資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

## (6) 生活保護世帯の推移

生活保護世帯数の推移をみると、保護受給世帯数は横ばいとなっており、平成30年度は511世帯となっています。また、保護率は平成28年度まで0.46%で推移していましたが、平成29年度以降は0.47%となっています。



資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

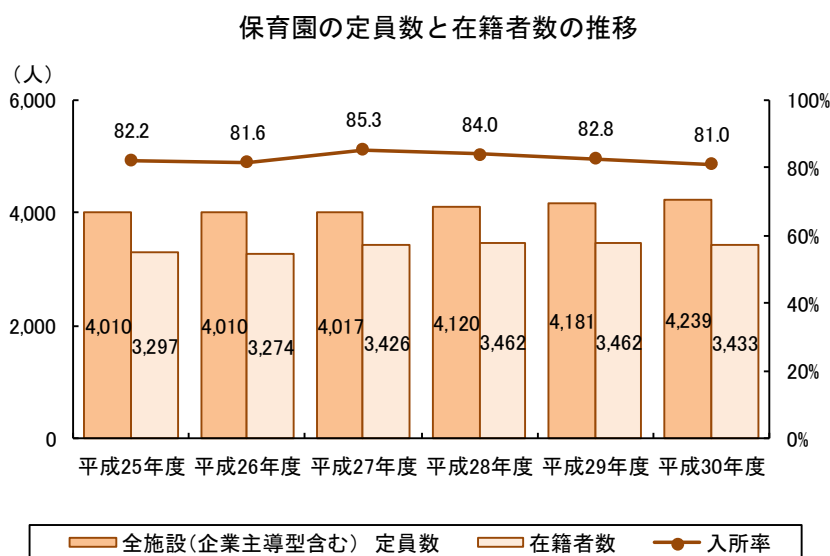


## 2 稲沢市の子育て支援の状況

### (1) 保育園の状況

保育園の定員数と在籍者数の推移をみると、定員数は増加が続いていますが、在籍者数は減少している年もみられ、入所率は平成27年度の85.3%をピークに減少に転じ、平成30年度は81.0%となっています。

地域内・地域外通園状況をみると、他地区から通園の割合は小正が42.5%と最も高く、次いで稲沢が29.8%、大里西が28.0%、大里東が24.4%となっています。



資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

### 地域内・地域外通園状況

単位：人

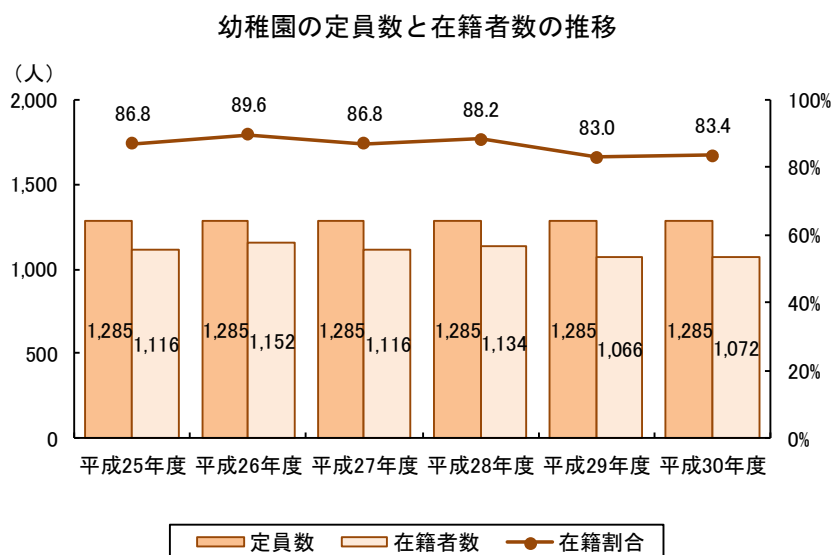
| 保育園所在地 | 住民票所在地 | 【同一地区内から通園】 |     |     |    |     |     |     |     |    |     | 【他地区から通園】合計 | 【他地区から通園】割合 |
|--------|--------|-------------|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-------------|-------------|
|        |        | 稲沢          | 小正  | 下津  | 明治 | 千代田 | 大里西 | 大里東 | 祖父江 | 平和 |     |             |             |
| 稲沢     | 646    |             | 100 | 32  | 60 | 12  | 55  | 10  | 3   | 2  | 274 | 29.8%       |             |
| 小正     | 375    | 43          |     | 215 | 0  | 0   | 3   | 16  | 0   | 0  | 277 | 42.5%       |             |
| 下津     | 205    | 3           | 15  |     | 0  | 0   | 0   | 5   | 0   | 0  | 23  | 10.1%       |             |
| 明治     | 252    | 14          | 0   | 0   |    | 2   | 0   | 0   | 11  | 0  | 27  | 9.7%        |             |
| 千代田    | 211    | 2           | 1   | 0   | 8  |     | 0   | 0   | 6   | 29 | 46  | 17.9%       |             |
| 大里西    | 188    | 16          | 14  | 4   | 2  | 5   |     | 32  | 0   | 0  | 73  | 28.0%       |             |
| 大里東    | 183    | 10          | 19  | 20  | 0  | 1   | 8   |     | 0   | 1  | 59  | 24.4%       |             |
| 祖父江    | 427    | 1           | 0   | 0   | 5  | 1   | 2   | 0   |     | 6  | 15  | 3.4%        |             |
| 平和     | 172    | 0           | 1   | 0   | 2  | 5   | 0   | 0   | 5   |    | 13  | 7.0%        |             |

資料：庁内資料（令和元年度）

## (2) 幼稚園の状況

幼稚園の定員数と在籍者数の推移をみると、平成25年度以降、定員数は横ばいとなっていますが、在籍者数は年度による増減はあるものの減少傾向にあり、在籍割合も平成26年度の89.6%から平成30年度は83.4%に低下しています。

幼稚園の定員数と在籍者数をみると、在籍割合は全体では約8割となっており、認可定員を超えている園は2園となっています。



資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

### 幼稚園の定員数と在籍者数

| 設置者名       | 学校名               | 認可定員  |     | 在籍者数<br>(人) | 在籍<br>割合 |
|------------|-------------------|-------|-----|-------------|----------|
|            |                   | 人     | 学級数 |             |          |
| 学校法人足立学園   | 愛知文教女子短期大学附属第一幼稚園 | 360   | 12  | 315         | 87.5%    |
| 学校法人愛知真和学園 | 愛知真和学園第二幼稚園       | 320   | 13  | 363         | 113.4%   |
| 学校法人大里双葉学園 | 大里双葉幼稚園           | 200   | 7   | 210         | 105.0%   |
| 学校法人祖父江学園  | 祖父江幼稚園            | 255   | 6   | 99          | 38.8%    |
| 学校法人藤浪学園   | 六輪幼稚園             | 150   | 3   | 60          | 40.0%    |
| 合計         |                   | 1,285 | 41  | 1,047       | 81.5%    |

資料：学校基本調査（令和元年5月1日現在）

### (3) 特別保育の実施状況

#### ①延長保育（時間外保育事業）

延長保育の利用状況の推移をみると、実施園数は、平成 30 年度は 30 園となっています。利用人員は、平成 30 年度にやや減少したものの増加傾向となっており、平成 25 年度の 908 人から平成 30 年度は 1,318 人となっています。

延長保育の利用状況の推移

| 項目      | 平成 25 年度                                 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施園数（園） | 28                                       | 29       | 28       | 28       | 29       | 30       |
| 利用人員（人） | 908                                      | 965      | 1,285    | 1,303    | 1,321    | 1,318    |
| 実施園     | 公立：丸甲、長岡、山崎、法立を除く 14 園<br>私立、小規模保育事業所：全園 |          |          |          |          |          |

資料：庁内資料（各年度 10 月実績）

#### ②乳児保育

乳児保育の利用状況の推移をみると、実施園数は、平成 30 年度は 32 園となっています。年齢別の利用人員は、いずれの年齢も増加傾向となっており、平成 25 年度と比べて平成 30 年度は、2 歳は 129 人増加、1 歳は 123 人増加、0 歳は 30 人増加となっています。

乳児保育の利用状況の推移

| 項目      | 平成 25 年度                              | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|---------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施園数（園） | 29                                    | 30       | 30       | 29       | 30       | 32       |
| 0 歳（人）  | 127                                   | 124      | 145      | 146      | 163      | 157      |
| 1 歳（人）  | 344                                   | 322      | 389      | 399      | 420      | 467      |
| 2 歳（人）  | 453                                   | 482      | 477      | 556      | 541      | 582      |
| 実施園     | 公立：国分、奥田、大塚を除く 15 園<br>私立、小規模保育事業所：全園 |          |          |          |          |          |

資料：庁内資料（各年度月平均）

#### ③一時預かり保育

一時預かり保育の利用状況の推移をみると、実施園数は、平成 30 年度は 6 園となっています。利用人員は、平成 28 年度まで減少が続いていましたが、平成 29 年度に 70 人増加し、平成 30 年度は 461 人となっています。

一時預かり保育の利用状況の推移

| 項目         | 平成 25 年度                     | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------------|------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施園数（園）    | 6                            | 6        | 6        | 6        | 6        | 6        |
| 月平均利用人員（人） | 497                          | 421      | 407      | 389      | 459      | 461      |
| 実施園        | 公立：子生和、高御堂中央、牧川 私立：みのり、信竜、明治 |          |          |          |          |          |

資料：庁内資料

#### ④障害児保育

障害児保育の利用状況の推移をみると、実施園数は、平成30年度は15園となっています。利用人員は、増加傾向にあり、平成25年度の78人から平成30年度は105人となっています。

障害児保育の利用状況の推移

| 項目         | 平成25年度   | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施園数(園)    | 12   | 12     | 13     | 14     | 15     | 15     |
| 月平均利用人員(人) | 78   | 83     | 87     | 87     | 97     | 105    |
| 実施園        | 公立：大里西、下津、片原一色、国分、子生和、高御堂中央、奥田、大塚、長岡、山崎、法立、六輪 私立：柘檀、大里東みどり、みのり |        |        |        |        |        |

資料：庁内資料

#### (4) 子育て支援センターの状況

子育て支援センターの利用状況の推移をみると、実施数は平成29年度に1か所増加し、3か所となっており、年間延べ利用人員は平成28年度まで減少傾向となっていました。平成29年度に増加に転じ、平成30年度は36,351人となっています。

子育て支援センターの利用状況の推移

| 項目          | 平成25年度                              | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施数(か所)     | 2                                   | 2      | 2      | 2      | 3      | 3      |
| 年間延べ利用人員(人) | 25,077                              | 22,880 | 23,216 | 21,708 | 33,992 | 36,351 |
| 実施箇所        | 平和子育て支援センター、長野子育て支援センター、信竜子育て支援センター |        |        |        |        |        |

資料：庁内資料

#### (5) 児童館・児童センターの状況

児童館・児童センターの利用状況の推移をみると、実施数は11館で変わりなく、月平均利用人員は平成27年度まで増加していましたが、平成28年度に減少に転じ、平成30年度は13,332人となっています。

児童館・児童センターの利用状況の推移

| 項目         | 平成25年度   | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施数(館)     | 11   | 11     | 11     | 11     | 11     | 11     |
| 月平均利用人員(人) | 14,610   | 15,433 | 16,198 | 15,293 | 13,915 | 13,332 |
| 実施館        | 西町さざんか、小正すみれ、高御堂カトレア、大里オリーブ、明治スズラン、下津クローバー、千代田ヒナギク、大里東チューリップ、祖父江あじさい、平和さくら、信竜こどもの森 |        |        |        |        |        |

資料：庁内資料

## (6) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用状況の推移をみると、クラブ数は平成26年度に5クラブ、平成27年度に4クラブ増加しましたが、平成29年度に2クラブ、平成30年度に1クラブ減少し、平成30年度は25クラブとなっています。月平均利用人員は、増加が続いており、平成30年度は1,282人となっています。

放課後児童クラブの利用状況の推移

| 項目          | 平成 25 年度   | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------------|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| クラブ数 (クラブ)  | 19   | 24       | 28       | 28       | 26       | 25       |
| 月平均利用人員 (人) | 875  | 973      | 1,117    | 1,202    | 1,243    | 1,282    |
| 実施クラブ       | 稲沢西、稲沢北、小正、稲沢東、高御堂、大里西、片原一色、清水、国分、下津、下津第2、千代田、坂田、大里東、大里東いなっぴー、領内、丸甲、長岡、祖父江、牧川、山崎、法立、三宅、六輪、信竜 |          |          |          |          |          |

資料：庁内資料

## (7) ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの利用状況の推移をみると、会員数は、提供会員、依頼会員ともに増加が続いており、平成30年度は、依頼会員が968人、提供会員は223人となっています。また、提供会員と依頼会員の両方を兼ねる両方会員は、減少傾向にあり、平成30年度は57人となっています。援助件数は、減少傾向から平成28年度に増加に転じましたが、平成30年度は再び減少し、3,313件となっています。

ファミリー・サポート・センターの利用状況の推移

| 項目       | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |     |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 会員数      | 依頼会員 (人) | 604      | 697      | 779      | 830      | 918      | 968 |
|          | 提供会員 (人) | 165      | 169      | 190      | 200      | 208      | 223 |
|          | 両方会員 (人) | 73       | 73       | 67       | 64       | 59       | 57  |
| 援助件数 (件) | 2,908    | 2,822    | 2,595    | 3,364    | 3,705    | 3,313    |     |

資料：庁内資料

## (8) 病児・病後児預かりの状況

病児・病後児の預かり事業は、ファミリー・サポート・センター事業により実施しています。病児・病後児預かりの利用状況の推移をみると、年間延べ利用人員は30人前後で推移していますが、平成30年度はやや少なく、22人となっており、利用人数にばらつきがあります。

病児・病後児預かりの利用状況の推移

| 項目          | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年間延べ利用人員(人) | 30     | 26     | 26     | 29     | 33     | 22     |

資料：庁内資料

## (9) 子ども食堂・学習支援の状況

市内において子ども食堂を実施している団体数の推移をみると、平成28年度に1団体が始めた後、平成30年度には2団体増え、3団体が実施しています。また、学習支援の実施箇所数は、平成28年度に1か所で実施された後、平成29年度にも1か所増加し、平成30年度は2か所で実施されています。

子ども食堂の実施団体数及び学習支援の実施箇所数の推移

|                | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 子ども食堂実施団体数(団体) | 0      | 0      | 0      | 1      | 1      | 3      |
| 学習支援実施箇所数(か所)  | 0      | 0      | 0      | 1      | 2      | 2      |

資料：庁内資料

## (10) 企業主導型保育事業の状況

市内において企業主導型保育事業を実施している箇所数の推移をみると、平成28年度に1か所で実施された後、平成30年度に2か所増加し、平成30年度は3か所で実施されています。

企業主導型保育事業の実施箇所数の推移

|           | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施箇所数(か所) | 0      | 0      | 0      | 1      | 1      | 3      |

資料：庁内資料

### 3 アンケート調査結果からみた子どもを取り巻く状況

#### (1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

アンケート調査では、様々な項目について調査しましたが、その中から、特に重要と考えられる項目について掲載しています。また、「(第1期)稲沢市子ども・子育て支援事業計画」策定時のアンケート調査結果と比較可能な項目については、比較しやすいように掲載しています。

#### ①就学前児童調査

○調査対象：稲沢市在住の就学前児童がいる家庭の保護者 2,000 世帯

○調査期間：平成 30 年 11 月 21 日～平成 30 年 12 月 5 日

○調査方法：郵送配布・回収

○配布・回収：

| 配布数     | 回収数     | 回収率   |
|---------|---------|-------|
| 2,000 票 | 1,030 票 | 51.5% |

#### ②小学生児童調査

○調査対象：稲沢市在住の小学生児童がいる家庭の保護者 2,000 世帯

○調査期間：平成 30 年 11 月 21 日～平成 30 年 12 月 5 日

○調査方法：郵送配布・回収

○配布・回収：

| 配布数     | 回収数     | 回収率   |
|---------|---------|-------|
| 2,000 票 | 1,070 票 | 53.5% |

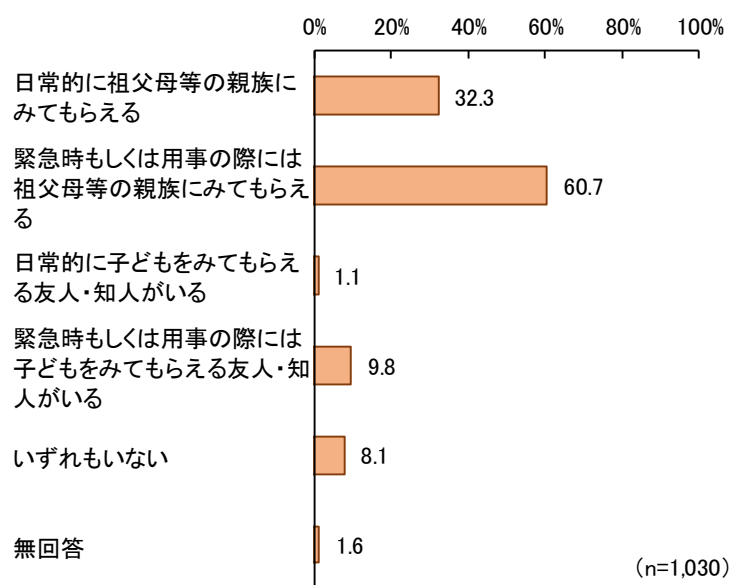


## (2) 調査結果の概要

### ①お子さんをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

- ・お子さんをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と答えた方が60.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が32.3%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が9.8%となっています。

お子さんをみてもらえる親族・知人の有無（就学前児童調査）

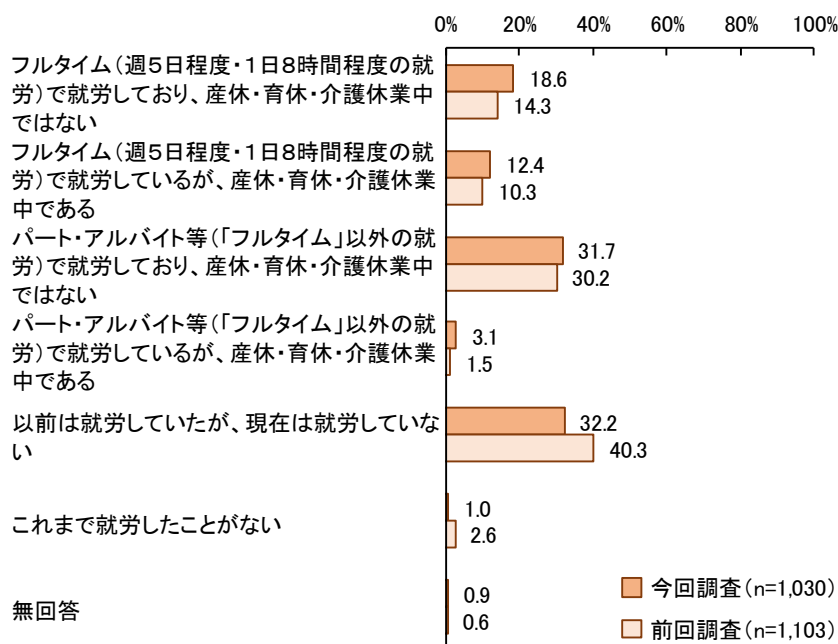




## ②母親の就労状況（単数回答）

- ・母親の就労状況についてみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と答えた方が32.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.7%、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が18.6%となっています。
- ・前回調査と比較すると、就労していないと答えた方の割合が低下し、フルタイム又はパート・アルバイト等で就労していると答えた方の割合が上昇しています。

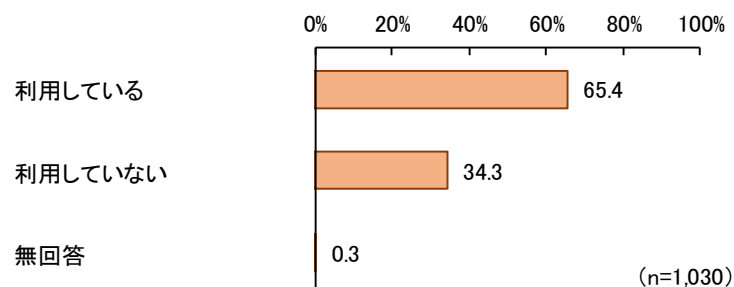
母親の就労状況（就学前児童調査）



## ③定期的な教育・保育の事業の利用有無（単数回答）

- ・定期的な教育・保育の事業の利用有無についてみると、「利用している」と答えた方が65.4%、「利用していない」と答えた方が34.3%となっています。

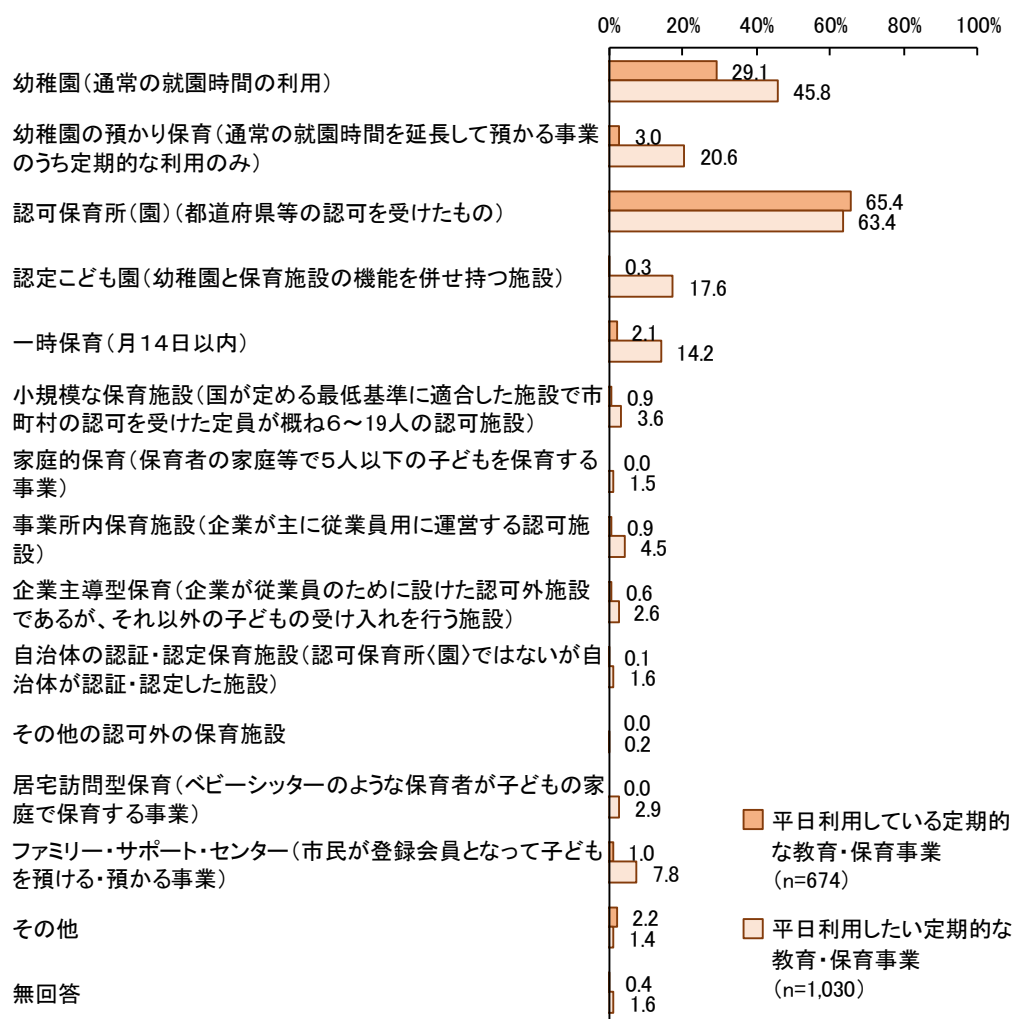
定期的な教育・保育の事業の利用有無（就学前児童調査）



#### ④平日利用している定期的な教育・保育事業及び平日利用したい定期的な教育・保育事業（複数回答）

- ・平日利用している定期的な教育・保育事業についてみると、「認可保育所（園）（都道府県等の認可を受けたもの）」と答えた方が65.4%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が29.1%となっており、この2事業で大半を占めています。
- ・平日利用したい定期的な教育・保育事業についてみると、「認可保育所（園）（都道府県等の認可を受けたもの）」と答えた方が63.4%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が45.8%となっています。

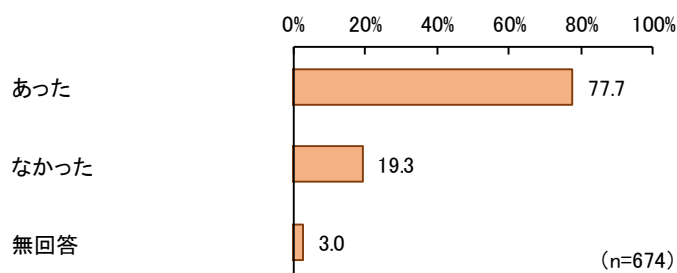
平日利用している定期的な教育・保育事業及び平日利用したい定期的な教育・保育事業（就学前児童調査）



### ⑤病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことの有無（単数回答）

- ・病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことの有無についてみると、「あった」と答えた方が77.7%、「なかった」と答えた方が19.3%となっています。

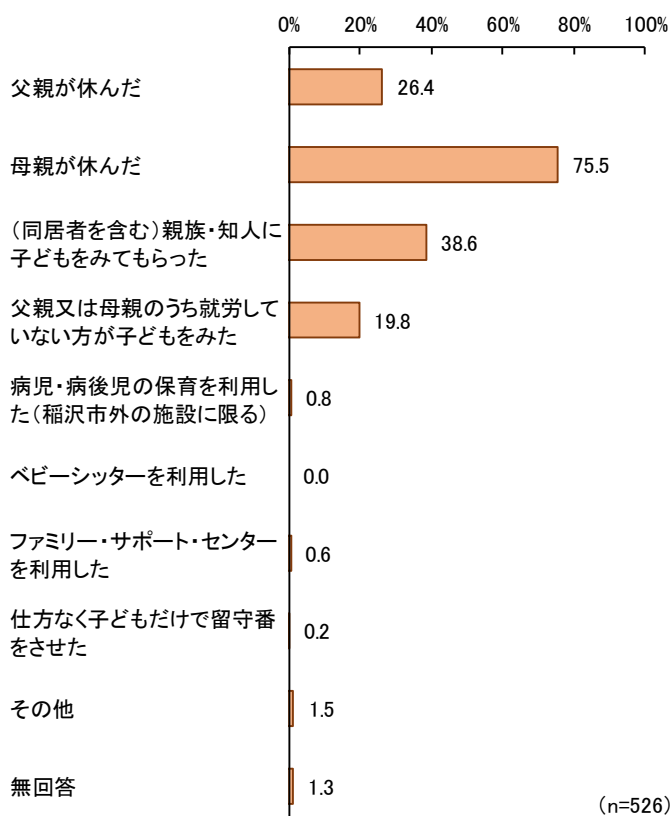
病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことの有無（就学前児童調査）



### ⑥普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対応（複数回答）

- ・この1年間の、普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対応についてみると、「母親が休んだ」と答えた方が75.5%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が38.6%、「父親が休んだ」が26.4%となっています。

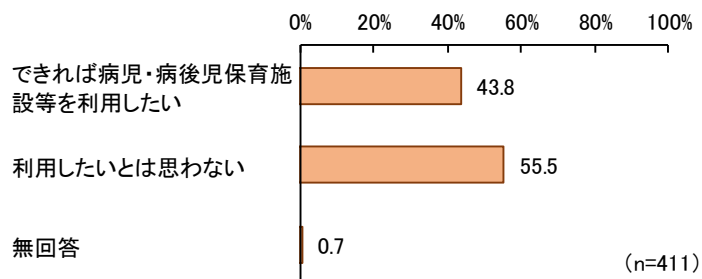
普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対応（就学前児童調査）



## ⑦病児・病後児のための保育施設等の利用意向（単数回答）

- ・病児・病後児のための保育施設等の利用意向についてみると、「利用したいとは思わない」と答えた方が 55.5%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と答えた方が 43.8%となっています。

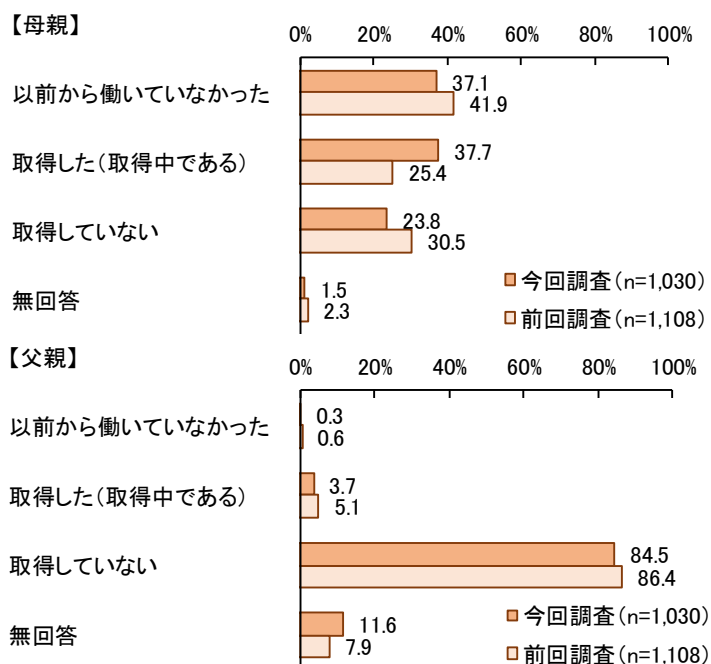
病児・病後児のための保育施設等の利用意向（就学前児童調査）



## ⑧育児休業の取得（単数回答）

- ・育児休業の取得についてみると、母親は、「取得した（取得中である）」と答えた方が 37.7%と最も高く、次いで「以前から働いていなかった」が 37.1%、「取得していない」が 23.8%となっています。
- ・父親は、「取得していない」と答えた方が 84.5%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が 3.7%となっています。
- ・前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」と答えた方の割合は、母親は前回調査を上回っていますが、父親はほぼ横ばいとなっています。

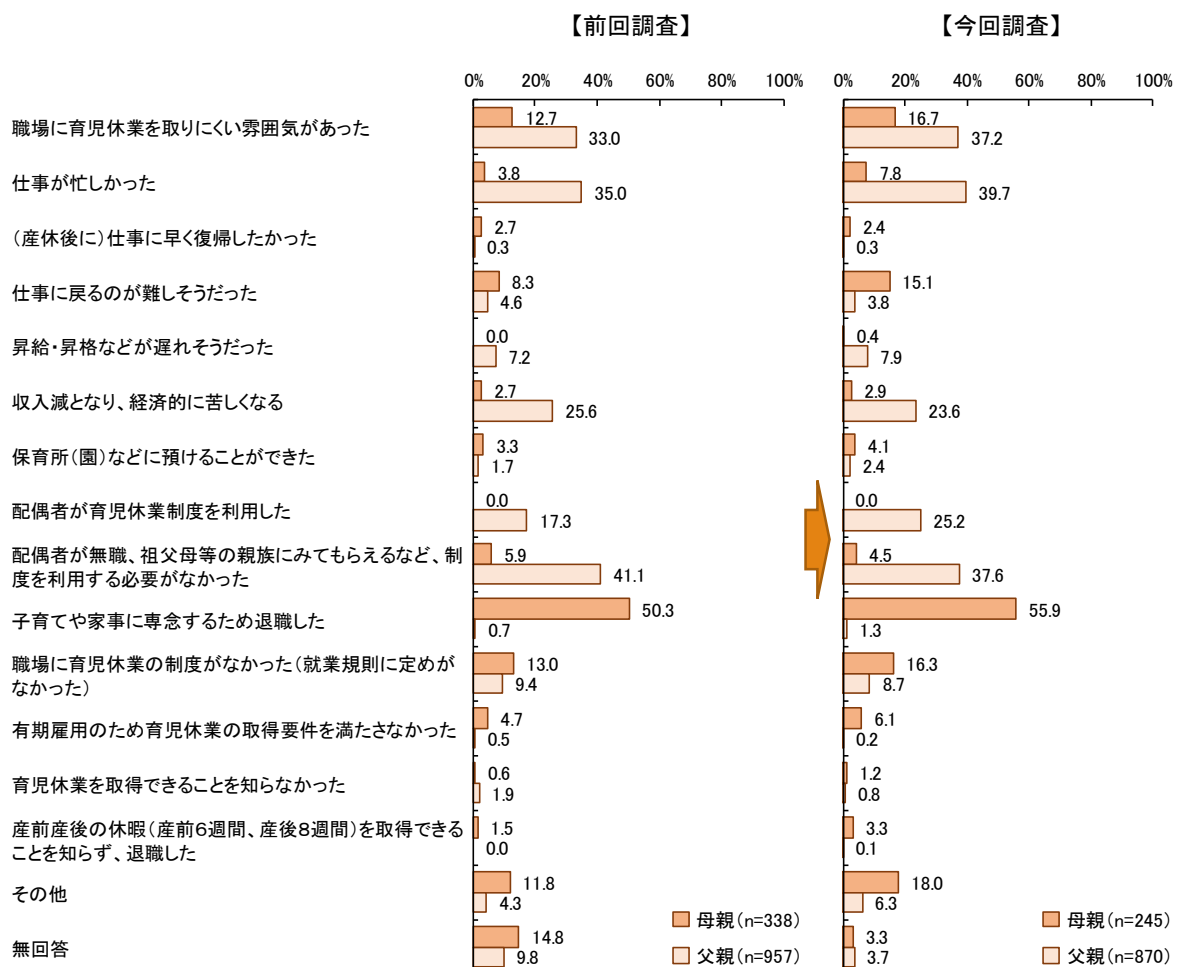
育児休業の取得（就学前児童調査）



### ⑨育児休業を取得していない理由（複数回答）

- 育児休業を取得していない理由についてみると、母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」と答えた方が 55.9%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 16.7%、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が 16.3%となっています。
- 父親は、「仕事が忙しかった」と答えた方が 39.7%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 37.6%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 37.2%となっています。
- 前回調査と比較すると、母親の「仕事に戻るのが難しそうだった」や「子育てや家事に専念するため退職した」、父親の「配偶者が育児休業制度を利用した」と答えた方の割合は前回調査を上回っています。一方、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」と答えた方の割合は母親、父親ともに前回調査を下回っています。

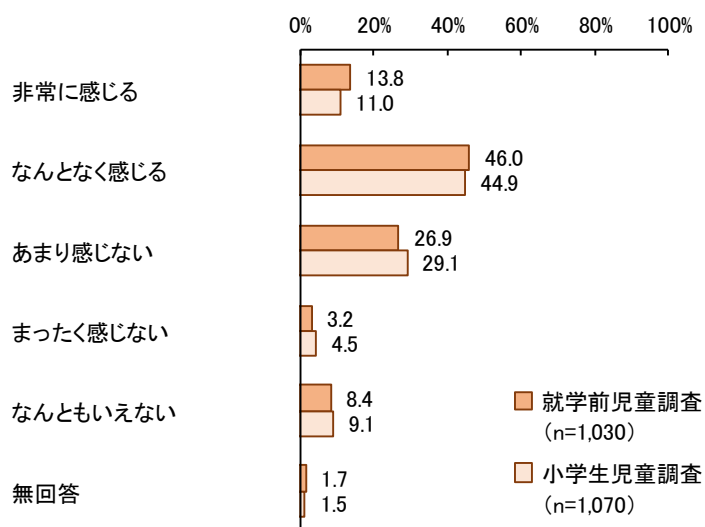
育児休業を取得していない理由（就学前児童調査）



## ⑩子育ての不安や負担（単数回答）

- 子育ての不安や負担についてみると、就学前児童調査では、「なんとなく感じる」と答えた方が46.0%と最も高く、次いで「あまり感じない」が26.9%、「非常に感じる」が13.8%となっています。
- 小学生児童調査では、「なんとなく感じる」と答えた方が44.9%と最も高く、次いで「あまり感じない」が29.1%、「非常に感じる」が11.0%となっています。

子育ての不安や負担（就学前児童調査、小学生児童調査）



## ⑪子育てに関して悩んでいること、気になること（複数回答）

- ・子育てに関して悩んでいること、気になることについてみると、就学前児童調査では、「子どもの教育に関すること」と答えた方が47.9%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が39.0%、「発育・発達に関すること」が32.9%となっています。
- ・小学生児童調査では、「子どもの教育に関すること」と答えた方が52.1%と最も高く、次いで「友達づきあい（いじめなど）に関すること」が37.0%、「子育てで出費がかさむ」が33.6%となっています。
- ・前回調査と比較すると、就学前児童調査の「病気に関すること」や「子どもをしかりすぎている気がする」、小学生児童調査の「友達づきあい（いじめなど）に関すること」や「子どもをしかりすぎている気がする」と答えた方の割合は前回調査を下回っています。一方、小学生児童調査の「子育てで出費がかさむ」と答えた方の割合は前回調査を上回っています。

子育てに関して悩んでいること、気になること（就学前児童調査、小学生児童調査）



今回調査では、選択肢が以下のように限定されています。

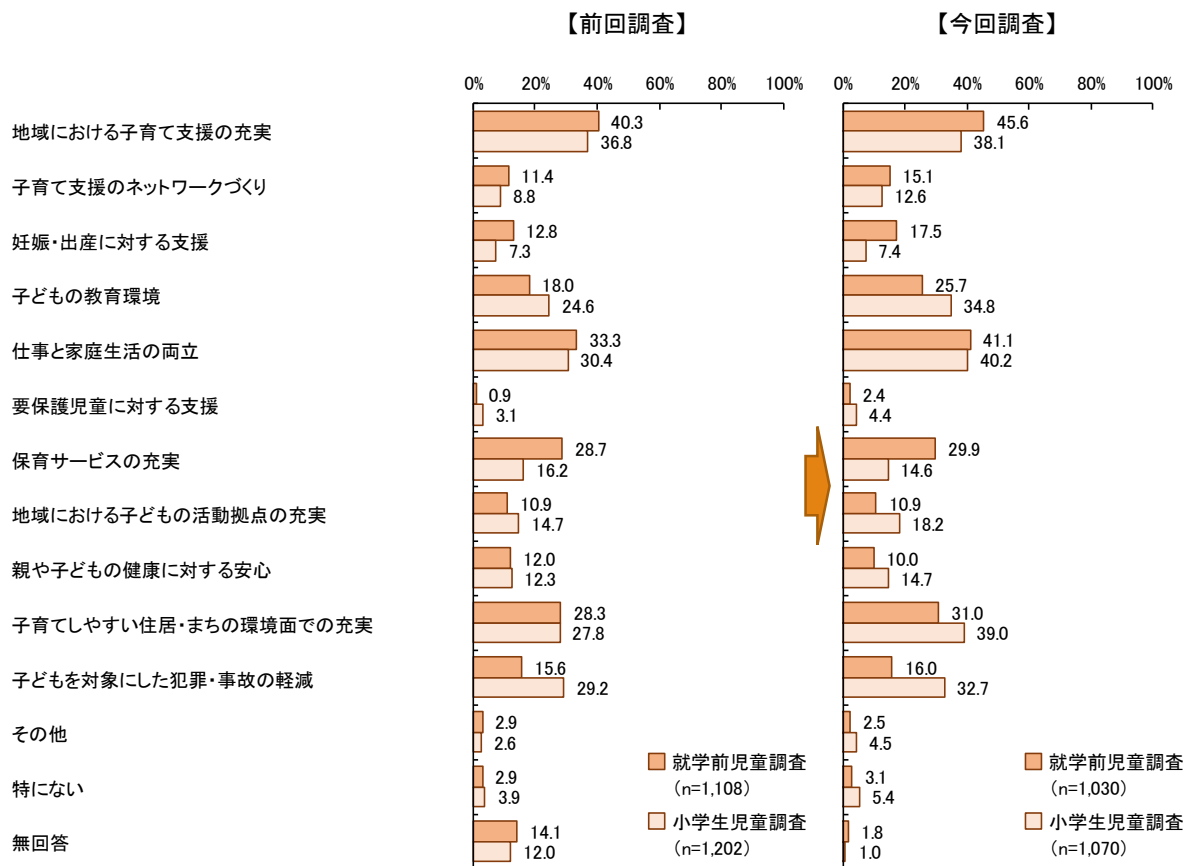
※「子どもとの時間が十分に取れない」は就学前児童調査のみの選択肢

※「育児に十分時間が取れない」、「子育てで出費がかさむ」、「住居が狭い」は小学生児童調査のみの選択肢

## ⑫子育ての不安や負担の解消のために必要なこと（複数回答）

- 子育ての不安や負担の解消のために必要なことについてみると、就学前児童調査では、「地域における子育て支援の充実」と答えた方が45.6%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立」が41.1%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が31.0%となっています。
- 小学生児童調査では、「仕事と家庭生活の両立」と答えた方が40.2%と最も高く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が39.0%、「地域における子育て支援の充実」が38.1%となっています。
- 前回調査と比較すると、就学前児童調査、小学生児童調査ともに「子どもの教育環境」や「仕事と家庭生活の両立」、小学生児童調査の「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」などと答えた方の割合が前回調査を上回っています。

子育ての不安や負担の解消のために必要なこと（就学前児童調査、小学生児童調査）

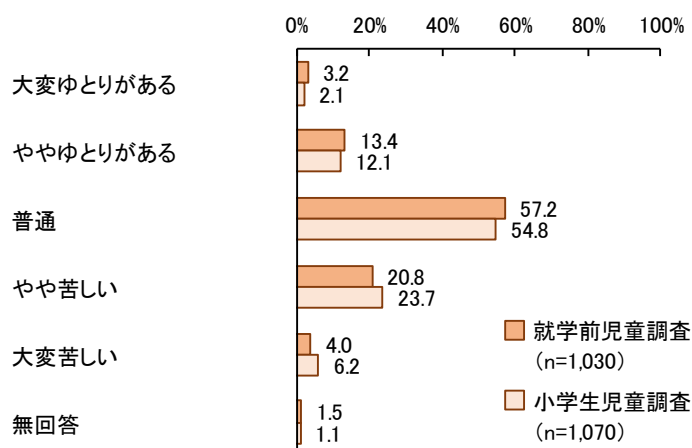




### ⑬現在の暮らしの状況（単数回答）

- 現在の暮らしの状況についてみると、就学前児童調査では、「普通」と答えた方が57.2%と最も高く、次いで「やや苦しい」が20.8%、「ややゆとりがある」が13.4%となっています。
- 小学生児童調査では、「普通」と答えた方が54.8%と最も高く、次いで「やや苦しい」が23.7%、「ややゆとりがある」が12.1%となっています。

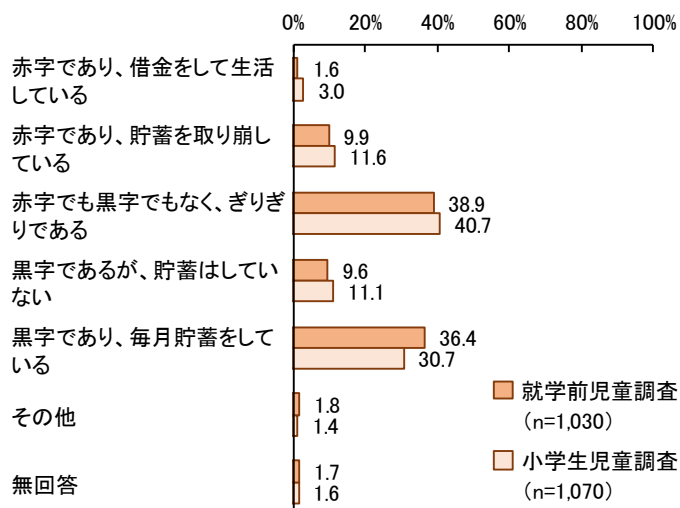
現在の暮らしの状況（就学前児童調査、小学生児童調査）



### ⑭家庭の家計状況（単数回答）

- 家庭の家計状況についてみると、就学前児童調査では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」と答えた方が38.9%と最も高く、次いで「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が36.4%、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が9.9%となっています。
- 小学生児童調査では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」と答えた方が40.7%と最も高く、次いで「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が30.7%、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が11.6%となっています。

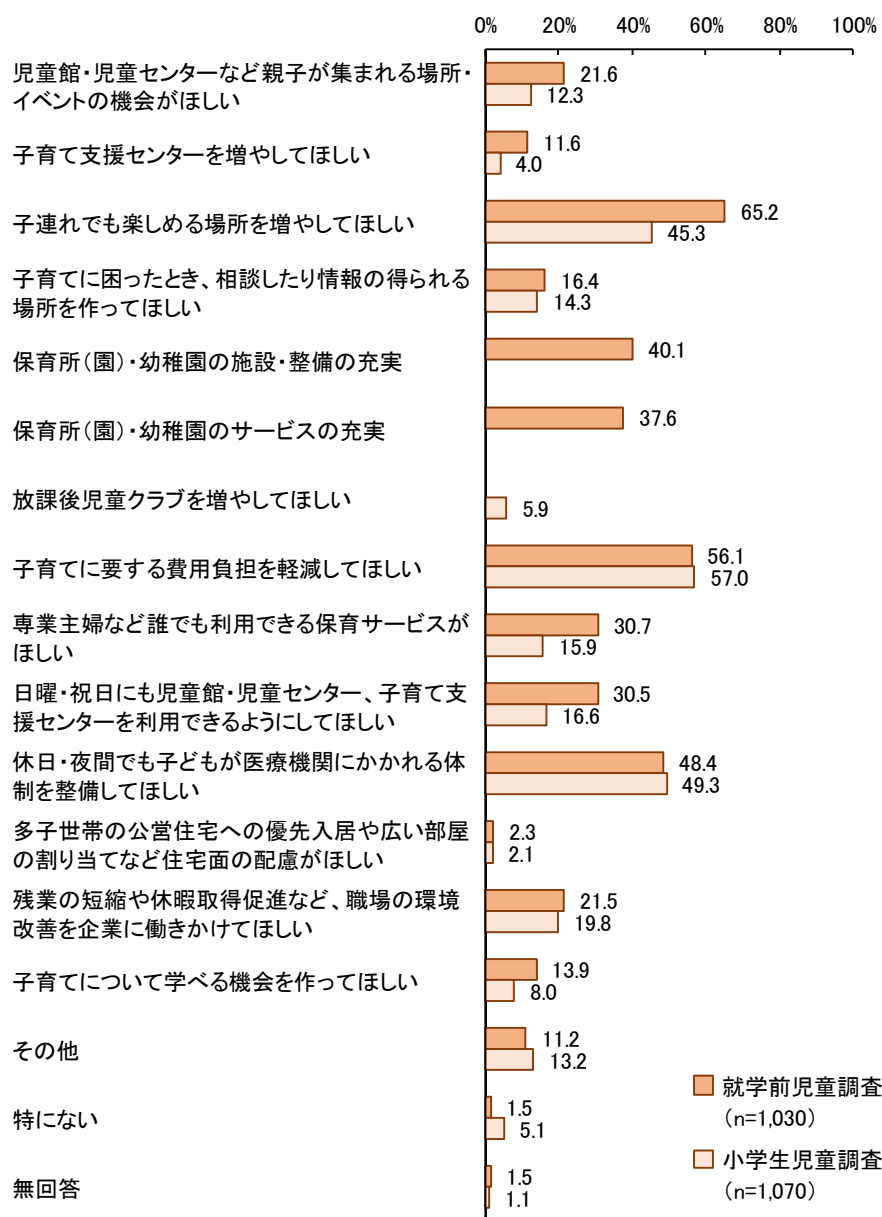
家庭の家計状況（就学前児童調査、小学生児童調査）



### ⑮ 充実を希望する子育て支援（複数回答）

- ・市に対して、充実を希望する子育て支援についてみると、就学前児童調査では、「子連れでも楽しめる場所を増やしてほしい」と答えた方が65.2%と最も高く、次いで「子育てに要する費用負担を軽減してほしい」が56.1%、「休日・夜間でも子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が48.4%となっています。
- ・小学生児童調査では、「子育てに要する費用負担を軽減してほしい」と答えた方が57.0%と最も高く、次いで「休日・夜間でも子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が49.3%、「子連れでも楽しめる場所を増やしてほしい」が45.3%となっています。

充実を希望する子育て支援（就学前児童調査、小学生児童調査）



※「保育所(園)・幼稚園の施設・整備の充実」、「保育所(園)・幼稚園のサービスの充実」は就学前児童調査のみの選択肢

※「放課後児童クラブを増やしてほしい」は小学生児童調査のみの選択肢

## 4 「稲沢市子ども・子育て支援事業計画」の評価

平成26年度に策定した「(第1期)稲沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、その取組を目標別に進捗状況を整理し、評価しました。

### 基本目標1 家庭における子育てへの支援の評価

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や社会で自立できる力を身に付けさせることは親が担うべき重要な役割ですが、少子化や核家族化の進行に伴いこの役割を十分に果たせていない家庭が増加しています。これに対応するため、講座等の開催により保護者に学びの場を提供するとともに、中央子育て支援センターや長野子育て支援センターを設置する等、地域子育て支援拠点事業の充実にも努めてきました。また、子育ての不安や負担を軽減、解消するため、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスを紹介する利用者支援の実施に加え、子育て世代包括支援センター(母子保健型)を設置し体制の充実を図りました。さらに、妊娠の届出を行った全ての方が、妊婦健康診査や、早期から適切な保健指導等を受けられるよう、母子健康手帳の交付場所を保健センター及び保健センター支所に集約しました。

その他、親子同士や異なる世代間の交流、家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場を設ける等の環境整備も継続的に進めてきました。

保育については、待機児童が生じることのないよう努めてきましたが、本市でも全国的な傾向と同様、低年齢児(0~2歳児)の保育ニーズが増加し、新たな受入れ施設の整備が必要となりました。そこで、稲沢・小正・下津・大里西・大里東センター地区を東部地区、その他の地区を西部地区として圏域変更を行い、0歳児から2歳児の受入れ先を確保するため、小規模保育事業所の公募を行い、3園が開設しました。また、子育ての経済的負担を軽減するため、平成29年度から、中学3年生から数えて第2子の園児の保育料・幼稚園授業料について所得制限を設けた段階的無償化を実施しました。

幼稚園及び保育園等における一時預かり事業、時間外・休日保育事業についても、ニーズに対応するとともに、児童館・児童センターでは、子どもに適切な遊びや生活の場の提供も継続して行ってきました。さらに、放課後児童クラブの増設、子育て短期支援事業(ショートステイ)実施のため契約施設を増やすなど、保護者の子育て支援のニーズに不足なく対応できるような体制を整えました。

その他、病児・病後児保育事業も実施しているファミリー・サポート・センター事業については、今後も体制の充実及び事業の継続を図るため、提供会員を増やすよう努めました。

## 基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供の評価

全ての子どもの健やかな育ちのため、「豊かな心」と、「健やかな体」の育成に努めてきました。乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い保育の安定的な提供ができるよう、職員の研修内容の向上に努めるとともに、保育内容の充実にも取り組んできました。今後も、保育園・幼稚園・小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう、保・幼・小の連携強化に向けた検討を継続します。

また、児童・生徒を取り巻く様々な状況に対応するために、空調設備の整備等の学習環境の改善に努めるとともに、充実した学校生活を送ることができるように各種取組を進めてきました。

## 基本目標 3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備の評価

障害のある子どもや、虐待などにより支援を必要とする子どもなど、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援に努めてきました。

乳児家庭全戸訪問事業の継続実施に加え、養育を行うために、特に継続して支援が必要な家庭には養育支援訪問事業として、引き続き、保健師等が指導・助言を行いました。

また、生活困窮家庭への学習支援も開始する等、経済的に不安定な家庭への援助に継続して取り組むとともに、増加傾向にある障害児に対しても他機関との連携を強化し、相談体制の充実や、障害児保育の更なる充実にも努めてきました。

その他、地域を担う未来の宝である子どもの健やかな育ちのため、地域住民とも協力してパトロール活動を行うなど、安心・安全な環境づくりにも努めてきました。

## 基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進の評価

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しいことに加え、20歳台後半から30歳台後半にかけての女性の労働力率が上昇する中、共働き家庭の増加が見込まれており、仕事と子育て（家庭生活）の両立については、より大きな関心が向けられています。このため、働きながら安心して子どもを産み、育てることができるように、労働者、事業主、市民への意識啓発や情報提供を行ってきました。

子育てに関わる方への子育て支援に関する情報提供の取組としては、平成30年度に開設した子育て応援アプリや子育て応援サイトを活用し、今後も情報提供の充実に努めていきます。

## 5 稲沢市の子ども・子育てを取り巻く課題

アンケート調査の結果から、課題をまとめると、以下のとおりとなります。

### ①子育てしやすい環境づくりについて

子育ての不安や負担について、「非常に感じる」と「なんとなく感じる」と答えた方の合計は、就学前児童調査、小学生児童調査ともに5割以上となっています。子育ての不安や負担の解消のために必要なこととして、「地域における子育て支援の充実」や「仕事と家庭生活の両立」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」などが求められています。また、充実を希望する子育て支援として、特に就学前児童調査で「子連れでも楽しめる場所を増やしてほしい」が求められています。今後も、子育ての不安や負担を軽減していくために、様々な面での子育てをしやすい環境づくりをより充実させていく必要があります。

### ②経済的負担を軽減するための取組について

現在の暮らしの状況について、「大変苦しい」と「やや苦しい」と答えた方の合計は就学前児童調査、小学生児童調査ともに2割台となっており、家庭の状況について、「赤字であり、借金をして生活している」と「赤字であり、貯蓄を取り崩している」と答えた方の合計は、就学前児童調査、小学生児童調査ともに1割台で、どちらも、就学前児童調査よりも小学生児童調査の方が上回っています。さらに、小学生児童調査の子育てに関して悩んでいること、気になることについて、「子育てで出費がかさむ」と答えた方は3割を超えており、前回調査よりも高くなっています。また、充実を希望する子育て支援については、「子育てに要する費用負担を軽減してほしい」と答えた方が就学前児童調査、小学生児童調査ともに5割を超えています。

子育ての経済的負担については、国でも幼児教育・保育の無償化を行うなど、支援を進めていますが、経済的負担の悩みを抱えている家庭は多く、今後も、子育てに関する経済的負担を軽減するための取組について検討していく必要があります。

### ③職場での子育て支援の取組について

就学前児童調査での育児休業の取得について、「取得した（取得中である）」と答えた方は母親が4割弱、父親は1割にも達していません。就学前児童調査での育児休業を取得していない理由については、「仕事が忙しかった」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と答えた方が、母親、父親ともに、前回調査よりも高くなっています。また、充実を希望する子育て支援については、「残業の短縮や休暇の取得促進など、職場の環境改善を働きかけてほしい」と答えた方が就学前児童調査、小学生児童調査ともに約2割となっています。

このため、職場においても子育てしやすい環境づくりを整えるため、今後も、企業・事業所等による積極的な子育て支援の取組が求められるとともに、行政による働きかけも求められています。

#### ④病児とその家族を支える取組について

就学前児童調査では、子どもが病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことの有無について、「あった」と答えた方が半数を超え、普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対応については、「母親が仕事を休んだ」と答えた方が7割を超えているものの、「病児・病後児の保育を利用した」と答えた方は1割未満にとどまっています。一方で、就学前児童調査での今後の病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と答えた方が4割を超えています。また、充実を希望する子育て支援については、就学前児童調査、小学生児童調査ともに「夜間・休日でも子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」と答えた方が約5割となっています。このため、子どもが病気等になった際に、安心して対応できるような体制づくりや支援を今後も進めていく必要があります。

#### ⑤教育・保育しやすい環境づくりについて

就学前児童調査での平日利用したい定期的な教育・保育事業について、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」、「一時保育（月14日以内）」など、多くの事業で実際に利用している現状よりも利用したいという希望が上回っています。

また、子育てに関して悩んでいること、気になることについて、就学前児童調査、小学生児童調査ともに、「子どもの教育に関すること」と答えた方が最も高くなっており、子育ての不安や負担の解消のために必要なことについても、「子どもの教育環境」と答えた方はいずれも前回調査よりも高くなっています。

このため、市民のニーズに合わせた多様な就学前児童の教育・保育環境づくりを進めていくとともに、小学校入学後の教育しやすい環境づくりについても充実させていくことが求められています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画は、「(第1期)稲沢市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承するとともに、稲沢市子ども・子育て会議、子育て支援に関するアンケート調査や関係団体へのヒアリング調査の結果を踏まえ、稲沢市の目指す将来像として、次のように基本理念を定めます。

**思いやり支えあい、地域で育む子育て支援**

### 2 基本的な視点

子どもと家庭を取り巻く状況が多様化している現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、これまで推進してきた「(第1期)稲沢市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、「稲沢市ステージアッププラン(第6次稲沢市総合計画)」の方向性と調和を図りながら、施政方針、アンケート調査結果からみる市民の意識をはじめ、市内法人へのアンケート調査、子育て支援団体に対するヒアリング調査からのご意見や稲沢市の地域特性などから導き出した、次の4つを基本的な視点として、子ども・子育て支援新制度における、子どもの最善の利益と子育て支援施策を通じた魅力あるまちづくりの実現に向けて引き続き取り組んでいきます。

#### ○ 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成にとって極めて重要な時期であることは言うまでもなく、「子どもの最善の利益」(子どもにとってより良い結果をもたらすような関与をすること)が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの主体性を尊重したものととなるよう配慮し、子どもの学びや育ちが保障されるような環境づくりを進めます。

#### ○ 親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任(最も重要な責任)を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより保護者がゆとりと自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子どものより良い育ちを実現することです。

そのために、親としての自覚と子育てへの責任感を高め、親と子の信頼関係に基づいた心豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、子育てに対する親の考え方やニーズを尊重しつつ親自身の子育て力を高めます。

## ○ 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野において子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

子どもの成長にとってより良い環境づくりのためには、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要であり、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

## ○ 子育て環境の充実の視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であり、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障害、病気、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する子どもや家族を含め、広く「全ての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取組を進めます。

## 3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと、4つの基本目標を掲げ、計画を推進するものとします。

### 基本目標1 家庭における子育てへの支援

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や社会で自立できる力を身に付けさせることは親が担うべき重要な役割です。しかしながら、少子化や核家族化の進行に伴いこの役割を十分に果たせない家庭が増加しています。就学前児童・小学生児童調査でも、子育てに不安や負担を感じている保護者が多く、子育ての不安や負担の解消のために必要なこととして、「地域における子育て支援の充実」と答えた方の割合が高くなっています。このため、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスを紹介する利用者支援に加え、親子同士、異なる世代間の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場を設けることなど、身近な地域の様々な世代の方々が親子を応援できる環境整備を推進します。

また、虐待などにより支援が必要な子どもに対応するため、相談支援体制の充実に向けた取組を進めます。



## 基本目標2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と「健やかな体」を育むことが必要です。また、就学前児童・小学生児童調査では、子育てに関して悩んでいること、気になることとして、「子どもの教育に関すること」と答えた方の割合が高く、子育ての不安や負担の解消のために必要なことでは、「子どもの教育環境」と答えた方の割合は前回調査よりも高くなっています。

こうした子どもの教育や教育環境への関心の高さ、乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）の視点を重視した発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長を保障するとともに、保育園・幼稚園・小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう保・幼・小の連携を強化します。

## 基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

就学児童調査では、暮らしの状況が「大変苦しい」、あるいは家計の状況が「赤字であり、借金をして生活している」と答えた方の割合は低いものの、子育て中の世帯の数%はこうした状況にあることとなります。こうした経済的に困難を抱える家庭や、障害のある子ども、多様な文化を持つ子どもなど、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援の充実を図ります。

また、全ての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てに直接関わっていない地域住民を含め、大人がきちんと規範を示し、地域を担う未来の宝である子どもの育ちに積極的に関わることができるよう、地域とのつながりを支援し、地域ぐるみで子育てに取り組める環境整備を推進します。

## 基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加しており、子育てと仕事を両立することができる環境整備が重要です。就学前児童・小学生児童調査では、子育ての不安や負担の解消のために必要なこととして、「仕事と家庭生活の両立」と答えた方の割合が高くなっています。一方で、育児休業を取得したと答えた方は、母親が4割弱、父親は1割にも満たない状況となっています。

こうした状況に対して、働きながら安心して子どもを産み、育てることができるように、勤務時間や生活スタイルの多様化に柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスの取れた働き方を支援する取組を推進します。

## 4 施策の体系

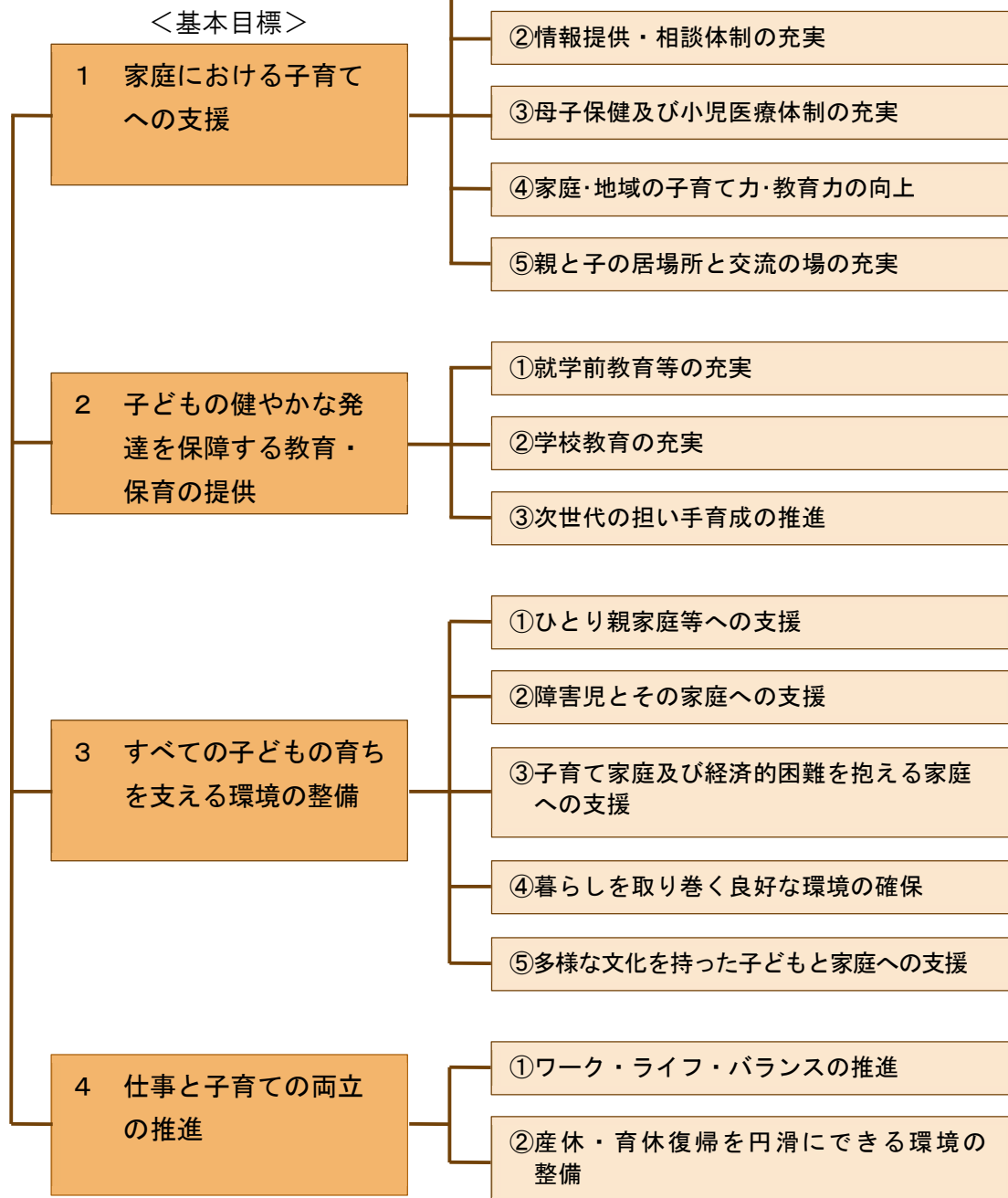
<基本理念>

思いやり支えあい、地域で育む子育て支援

<基本的な視点>

- 子どもの育ちの視点
- 地域での支え合いの視点
- 親としての育ちの視点
- 子育て環境の充実の視点

<基本施策>



## 第4章 施策の展開

4つの基本目標の実現に向けて、15の基本施策に基づいて、現状・課題、今後の方向性を示し、これを達成するための個別施策をまとめています。

### 基本目標1 家庭における子育てへの支援

#### 基本施策① 保育サービス等の充実

本市の女性の労働力率は、平成12年から平成27年の国勢調査で、20歳台後半から30歳台後半にかけて上昇しており、今後も子どものいる共働き世帯は増加が見込まれます。また、就学前児童調査でも、子育ての不安や負担の解消のために必要なこととして、「保育サービスの充実」と答えた方が約3割となっています。

このため、今後も多様化する保育ニーズを把握し、適切な対応に努めます。また、子どもの自立と、協力・工夫して遊ぶ協同の態度を育むことを目的とし、異年齢交流や子どもの自発的な活動としての遊びや子ども同士が共通の目的を持ち、「協同する経験」などを通して、豊かな社会性を育むための取組の充実を図ります。

| No. | 個別施策         | 取組内容  | 担当課    |
|-----|--------------|---|--------|
| 1   | 通常保育の充実      | 子どもが健康・安全で情緒が安定し、自己を十分に発揮でき、自発的・意欲的に関われる環境を整備した中で、生活や遊びを通して総合的に保育していきます。  | 保育課    |
| 2   | 延長保育の充実      | 保育園の通常保育時間以外の保育ニーズに対応するため、延長保育の実施時間及び実施保育園の拡大を継続します。  | 保育課    |
| 3   | 乳児保育の充実      | 3歳未満の低年齢児の保育については、民間保育園では全園で実施しています。公立保育園においても地域のニーズに応じ拡大について検討します。   | 保育課    |
| 4   | 障害児保育の充実     | 障害のある一人ひとりの子どもの発達過程や状態を把握し、他の子どもとの生活や遊びを通してともに成長できるような保育の推進を継続します。  | 保育課    |
| 5   | 夜間保育の検討      | 保護者の就労形態の多様化に伴う夜間帯の保育ニーズに対応するため、実施形態などについて検討します。  | 保育課    |
| 6   | 休日保育の検討      | 保護者の勤務などに伴う日曜日、祝日の保育サービスに対応するため、実施形態を検討します。   | 保育課    |
| 7   | 病児・病後児預かりの実施 | 保護者の就労などにより病氣中などの子どもの保育ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター事業での病児・病後児預かりを継続し、利用料に対する助成を行います。また、病院・保育園等施設での病児・病後児保育の実施について検討します。       | 子育て支援課 |
| 8   | 地域型保育事業の検討   | 市による認可事業としての「小規模保育」、「家庭的保育」、「事業所内保育」、「居宅訪問型保育」などの多様な事業について、地域の保育ニーズを把握し、実施の検討を継続します。  | 保育課    |
| 9   | 放課後児童クラブの充実  | 就労などにより保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、児童館・児童センター、小学校などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、放課後の児童の健全育成を継続します。また、地域性や、長期休業期間の利用ニーズに応じ、場所の確保や運営方法等を検討します。 | 子育て支援課 |

| No. | 個別施策                 | 取組内容  | 担当課    |
|-----|----------------------|---|--------|
| 10  | 保育の質の向上              | 保育所保育指針に基づいた子どもを尊重した子ども主体の保育を目標に、きめ細かな質の高い保育サービスを提供するとともに、一人ひとりの保育士が専門性を高め、適切な対応を行うことができるよう保育士を養成するとともに、各種の職員研修の内容の向上に努めます。 | 保育課    |
| 11  | 保育園等の整備              | 老朽化した保育園舎の改修や改築に合わせて、保育園・認定こども園等の状況やニーズに応じた整備に努めます。   | 保育課    |
| 12  | 発達に応じた保育の実施          | 生活や遊びを通じた保育園の保育が、小学校以降につながる資質能力の3つの柱（①知識及び技能の基礎②思考力・判断力・表現力等の基礎③学びに向かう力・人間性等）の基盤となることを意識し、発達の特徴を踏まえた保育を展開していきます。            | 保育課    |
| 13  | 保育の情報発信              | 保護者や地域の方々に保育への理解を深めていただき、ともに子どもの育ちを支えていけるよう保育場面での子どもの姿や育ち、保育の取組内容など、分かりやすく情報発信することを拡充していきます。                                | 保育課    |
| 14  | 幼稚園の預かり保育の実施         | 幼稚園での教育時間終了後に、保護者の就労などにより保育を必要とする園児を引き続き預かる事業を継続します。  | 保育課    |
| 15  | 一時預かり事業（一時保育）の実施     | 保護者の就労、病気等により、断続的又は緊急・一時的並びに育児疲れ等の私的理由により一時的に保育サービスを提供する事業を継続します。   | 保育課    |
| 16  | ファミリー・サポート・センター事業の推進 | 仕事と子育ての両立を支援するため、保育などの援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の推進を継続し、会員の確保と適切なコーディネートを行います。                       | 子育て支援課 |
| 17  | 子育て短期支援事業の実施         | 保護者が病気などにより家庭で子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する事業を継続し、制度の周知を図っていきます。  | 子育て支援課 |
| 18  | 保育園給食費（主食代）の無料化      | 市内在住の保育園児の給食費（主食代）の無料化、及び市内在住の幼稚園児についても、同等額の補助を継続します。   | 保育課    |
| 19  | 幼児教育・保育無償化（施設等利用給付）  | 幼児教育・保育の重要性や保護者の負担軽減を図る観点から、3歳～5歳児の保育料・幼稚園授業料等を無償化し、この円滑な実施に努めます。施設等利用給付については、給付の時期及び回数等を適正に実施するとともに、愛知県とも連携を密にしながら事業を行います。 | 保育課    |
| 20  | 第2子保育料・幼稚園授業料の段階的無償化 | 中学3年生から数えて第2子の園児の保育料・幼稚園授業料について、所得制限を設けた無償化を継続するとともに、対象者の拡大を検討します。  | 保育課    |
| 21  | 第3子保育料・幼稚園授業料の無償化    | 中学3年生から数えて第3子以降の園児の保育料・幼稚園授業料について、無償化を継続します。  | 保育課    |
| 22  | 企業主導型保育事業の推進         | 多様な就労形態に対応する保育サービスの提供を行い、仕事と子育ての両立に資するため、企業主導型保育事業の実施を希望する企業からの相談体制の構築を検討します。   | 保育課    |

## 基本施策② 情報提供・相談体制の充実

就学前児童・小学生児童調査では、子育ての不安や負担について、「非常に感じる」と「なんとなく感じる」と答えた方の合計が、ともに半数を超えており、こうした不安や負担を抱え込まないようにしていくことが必要となります。

このため、全ての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てができるように、子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的な相談にも対応でき、必要なときに必要な情報が迷うことなく受け取れるような相談窓口の体制の充実を図ります。

さらに、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に向け、関係機関との連携を強化するとともに、研修等を実施することで職員の資質向上に努めます。

| No. | 個別施策             | 取組内容  | 担当課    |
|-----|------------------|---|--------|
| 1   | 子育て支援総合相談センターの充実 | 子育て支援総合相談センターの家庭児童相談室及びこども発達支援室において、子育てや子どもの発達に関する保護者等の悩みに対応する総合的な相談を継続します。また、子育て支援総合相談コーディネーターを配置し、健康推進課や保育園などの他機関との連携を継続します。                          | 子育て支援課 |
| 2   | 地域子育て支援拠点事業の推進   | 子育て支援センターのプレイルームの開放により、子育て親子の交流の場の提供と交流を促進します。また、子育てに関する相談、地域の子育て情報提供や子育てに関する講習等の実施を継続します。子育て支援の中核となる中央子育て支援センターを中心とした、市内の子育て支援センターと児童館・児童センターの連携を図ります。 | 子育て支援課 |
| 3   | サークル支援の推進        | 子育てサークルに対して、活動場所の提供や連絡会議の開催などのサークル支援を行います。  | 子育て支援課 |
| 4   | 乳児家庭全戸訪問事業の実施    | 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児等に関する情報提供などを行い、支援が必要な家庭に対しては、助産師と保健師の連携を強化し、適切なサービス提供を継続します。   | 健康推進課  |
| 5   | 訪問指導の実施          | 家庭を訪問し、妊産婦への保健指導や育児不安に対する支援、発達の経過観察が必要な乳幼児に対する支援を継続します。   | 健康推進課  |
| 6   | 新生児訪問事業の実施       | 新生児期に養育上必要があると認められる家庭を訪問し、適切な指導・措置を継続し、子どもの健全な発育・成長を支援します。  | 健康推進課  |
| 7   | 養育支援訪問事業の実施      | 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行います。  | 健康推進課  |
| 8   | 家庭児童相談の実施        | 子育て支援総合相談センターに家庭児童相談員を配置し、子どもの養育に関する保護者等の悩みなど総合的な相談を継続して実施します。また、健康推進課や教育委員会、児童相談センターなどとの連携を深め、適切な対応ができるよう努めます。   | 子育て支援課 |
| 9   | 発達相談の実施          | 子育て支援総合相談センターのこども発達支援室において、子どものことばや身体などの発達について、悩みや不安のある保護者を対象に、相談を行います。   | 子育て支援課 |

| No. | 個別施策             | 取組内容  | 担当課                    |
|-----|------------------|---|------------------------|
| 10  | 子育て情報の提供         | 子育て支援に関するサービスや手当などの情報が、子育て家庭に十分周知されるよう子育て支援ガイドブックを作成します。子育て応援アプリや子育て応援サイト等での情報発信を行い、情報提供の充実を継続します。  | 子育て支援課                 |
| 11  | 健康相談の実施          | 保健師・栄養士が子育てに関する相談（育児・栄養・身体発達等）や子育てに関する情報提供を継続するとともに、周知を図っていきます。   | 健康推進課                  |
| 12  | 子育て相談事業の充実       | 子育て支援センター事業の一環として、子育て相談事業に携わる機関による相談事業連絡会議を開催し、情報交換、事例検討などを行い、子育て相談事業の連携・充実を図ります。   | 子育て支援課                 |
| 13  | 子育て相談の実施         | 子育てに関する不安などについて気軽に相談できる機会を提供するために、子育て支援総合相談センター、子育て支援センター、保育園、児童館・児童センター、保健センターにおいて子育て相談を継続します。   | 子育て支援課<br>保育課<br>健康推進課 |
| 14  | 子育て世代包括支援センターの充実 | 子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を保健師などの専門職が実施し、必要に応じて関係機関と連携します。   | 健康推進課                  |
| 15  | 虐待等の要保護児童対策      | 要保護児童を適切に保護するために、児童福祉、保健医療、教育、警察その他関係機関が連携し、必要な情報交換をするとともに、当該児童に対する支援について協議する要保護児童対策協議会を充実させます。また、相談体制を強化するため「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、実情の把握や必要な支援等を行います。 | 子育て支援課                 |
| 16  | 児童虐待防止に関する研修の実施  | 職員の資質の向上を図るため、研修や事例検討会などを行うとともに、体制を強化し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に努めます。  | 子育て支援課<br>保育課          |
| 17  | 子育て関連資料（図書等）の充実  | 子育てに関するQ&A本や子育てに関する手記等、子育てに役立つ図書資料や、絵本・紙芝居、視聴覚資料など、幅広く資料の収集・所蔵を行い、子育ての助けとなる情報を提供します。  | 図書館                    |
| 18  | 障害児相談支援の実施       | 相談支援事業所で障害児等の相談対応・援助を実施します。   | 福祉課                    |



### 基本施策③ 母子保健及び小児医療体制の充実

就学前児童・小学生児童調査では、充実を希望する子育て支援について、「休日・夜間でも子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」と答えた方が、ともに半数近くに達しており、子どもが健やかに成長し、健康に過ごすことができる環境づくりが求められています。

このため、安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談などの母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、小児医療体制の整備・充実を図ります。また、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

| No. | 個別施策               | 取組内容   | 担当課   |
|-----|--------------------|--|-------|
| 1   | 不妊治療費補助事業の実施       | 不妊症の人の経済的な負担を軽減するため、不妊治療費用の補助を継続します。   | 健康推進課 |
| 2   | 母子健康手帳の交付          | 妊娠の届出をした人に対して、適切な健康診査や保健指導が受けられるよう母子健康手帳を交付します。  | 健康推進課 |
| 3   | 妊産婦健康診査（医療機関委託）の実施 | 健診時期目安を記入した受診券の交付により、適切な時期の受診を促し、異常の早期発見、早期治療につなげることで、妊産婦の健康管理及び胎児の健全な発育を促します。                       | 健康推進課 |
| 4   | 乳幼児健康診査（医療機関委託）の実施 | 健診時期目安を記入した受診券の交付により、適切な時期の受診を促し、異常の早期発見、早期治療につなげることで、乳児の健全な発育発達を促します。                               | 健康推進課 |
| 5   | 乳幼児健康診査の実施         | 乳幼児（4か月児・1歳6か月児・3歳児）の健全な身体成長及び精神成長を目指し、保護者に適切な保健指導を行います。また、疾病の早期発見、早期治療につなげるとともに、安心して子育てができるよう支援します。 | 健康推進課 |
| 6   | 幼児歯科健康診査の実施        | 幼児の健全な生活習慣と正しい歯磨き習慣の確立、う蝕予防の知識の普及と向上を図り、幼児期早期からの口腔内の健康管理に努めます。また、希望者にはう蝕予防のため、フッ素塗布を実施します。           | 健康推進課 |
| 7   | 予防接種の推進            | 各種の感染症に対する免疫を持たない感受性者を対象に予防接種を行い、感染予防・発症防止・症状の軽減・病気のまんえん防止に努めます。                                     | 健康推進課 |
| 8   | 初妊婦教室の開催           | 妊婦の自覚を高め、自ら健康管理ができるよう、また、妊婦同士の情報交換や仲間づくりを支援します。  | 健康推進課 |
| 9   | ママパパ教室の開催          | 母体の疾病予防及び健やかな子どもの出生を図るとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及に努め、仲間づくりも支援していきます。また、父の育児参加を促す機会になるよう努めます。           | 健康推進課 |
| 10  | 新生児訪問事業の実施（再掲）     | 新生児期に養育上必要があると認められる家庭を訪問し、適切な助言・指導を行い、子どもの健全な発育・成長を促します。   | 健康推進課 |
| 11  | 離乳食教室の開催           | 母乳又はミルクから幼児食に移行する時期に、保護者が離乳食の意義と作り方を理解できるよう努めます。   | 健康推進課 |
| 12  | 育児教室の開催            | 1歳6か月児・3歳児健康診査の事後教室とし、保護者が子どもの基本的な発達段階を理解し、より良い発達を促す行動ができるよう育児支援を行い、必要に応じ、早期療育につなげていきます。             | 健康推進課 |
| 13  | 妊婦栄養教室の開催          | 妊娠を機に、妊婦が自らの食生活を見直し、自分自身や家族の健康づくりを考え、実践していけるよう支援するとともに、妊婦同士の仲間づくりを支援します。                             | 健康推進課 |

| No. | 個別施策                    | 取組内容   | 担当課                             |
|-----|-------------------------|--|---------------------------------|
| 14  | 産後お泊りケア事業の実施            | 子どもを産み育てやすい体制の整備を図るために、保健指導を必要とする母子を出産後一定期間、医療機関に入所させて母体を保護するとともに、保健指導等のサービスの提供を行うことで、これからの子育てを安心して行えるよう支援します。 | 健康推進課                           |
| 15  | 母子栄養食品支給事業の実施           | 低所得者・生活保護世帯の妊産婦及び乳児を対象に、母体の健康の保持、胎児及び乳児の健全な成長のために、牛乳などの栄養食品を無償で提供します。  | 健康推進課                           |
| 16  | 健康フェスティバルの開催            | 市民の健康に関する知識の普及及び意識の向上を図ります。  | 健康推進課                           |
| 17  | 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進   | 誤飲、転落、転倒、やけどなどの子どもの事故予防のための啓発活動を行います。  | 健康推進課                           |
| 18  | いきいきいなざわ・健康21(第2次)計画の推進 | 平成25年度に策定した「いきいきいなざわ・健康21(第2次)計画」に基づき、乳幼児の健康づくりを推進します。   | 健康推進課<br>学校教育課<br>子育て支援課<br>保育課 |
| 19  | クッキング講座の実施              | 子育て支援センター事業の一環として行うクッキング講座において、栄養士が食の話やおやつ作りなどの指導を行います。  | 子育て支援課                          |
| 20  | アレルギー食の対応               | 保育園給食において、食物アレルギーのある子どもなど、一人ひとりの子どもの心身の状態に応じ、かかりつけ医などの指示と協力のもとに、適切なアレルギー食の対応を図ります。                             | 保育課                             |
| 21  | 健康相談(栄養相談)の実施           | 健全な食生活の実現や健康の確保のために、管理栄養士による栄養相談を実施します。  | 健康推進課                           |
| 22  | 健康講座の開催                 | 学童期・思春期の子どもに対し、児童・生徒の健全な身体づくりのための健康教育を実施します。   | 健康推進課                           |
| 23  | 保健主事研修会の充実              | 小中学校の保健主事を対象に、薬物乱用防止、性教育、心の教育、アレルギー対応など今日的課題についての研修会を行います。   | 学校教育課                           |
| 24  | 子ども医療費の助成               | 子どもの健全育成及び子育て世代の経済的な負担を軽減するため、子ども医療費助成の充実に努めます。  | 国保年金課                           |
| 25  | 小児医療の充実・確保              | 親が安心して子どもを育てられるよう、関係大学などとの連携により医師の安定的確保に努め、医療体制の整備・充実に努めます。  | 市民病院管理課                         |
| 26  | 小児救急医療における関係機関との連携      | 関係機関との連携を図りながら救急輪番体制の整備などを行い、小児救急医療の充実に努めます。   | 市民病院管理課                         |
| 27  | 未熟児養育医療費給付事業の実施         | 1歳未満の未熟児で、養育指定医療機関の医師が入院して治療する必要があると認められた乳児の医療費の公費による一部負担を継続し、退院後も医療機関と連携し、乳児の成長発達を見守り、支援していきます。               | 健康推進課                           |
| 28  | 妊産婦歯科健康診査の実施            | 妊産婦に対し、妊娠中や産後の歯の健康管理をするとともに、健康で歯質の強い子どもを産み育てるため、歯科健康診査を実施します。  | 健康推進課                           |
| 29  | 年長児への歯科健康教育の実施          | 年長児に対し、歯科の健康教育を実施し、幼児が将来的に歯肉炎及びう蝕予防につながる生活習慣を獲得するために、歯科健康教育を実施します。   | 健康推進課                           |



## 基本施策④ 家庭・地域の子育て力・教育力の向上

本市では、核家族世帯の割合や共働き世帯の割合の上昇により、家庭で子育てに十分な時間が取れないことや、家庭の中で子育ての知識を得る機会が減っていることが考えられます。また、地域コミュニティの希薄化の影響もあり、家庭や地域での子育て力の低下が懸念されます。

このため、安心して家庭での子育てや教育を行えるよう、保護者に学びの場を提供するとともに、地域全体で子どもの育ちを見守れるよう、子どもたちが仲間や地域の方とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行います。

| No. | 個別施策       | 取組内容  | 担当課    |
|-----|------------|---|--------|
| 1   | 家庭教育学級の開催  | 小中学生の保護者などを対象に、講演及び質疑応答を行い、子どもの心身の発達について学び、子育てのあり方や親の役割について考えてもらうことで、心身ともに健やかな子どもたちの成長に寄与します。 | 生涯学習課  |
| 2   | 学校体育施設の開放  | 地域でのスポーツ活動の場を提供するため、学校体育施設を積極的に開放します。   | スポーツ課  |
| 3   | 世代間交流の推進   | 児童館まつりのボランティアなど、児童館・児童センター、子育て支援センターの事業において、地域の方々との世代間交流の推進を図り、子どもたちの健全育成に取り組んでいきます。          | 子育て支援課 |
| 4   | 子育てセミナーの開催 | 乳幼児期の子どもを持つ保護者又は妊婦を対象に、子育てに関する正しい知識を学べるようにセミナーを開催します。   | 生涯学習課  |



## 基本施策⑤ 親と子の居場所と交流の場の充実

就学前児童調査では、充実を希望する子育て支援について、「子連れでも楽しめる場所を増やしてほしい」と答えた方が6割を超え、小学生児童調査でも4割を超えており、親子が過ごせる居場所の整備・充実が求められています。

このため、地域の中での公共施設などの活用を図り、地域活動などを通じた居場所づくりを推進します。また、自由な時間が減少傾向にある子どもに対して、既成の事業参加型だけでなく、地域の中で安心して子ども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

| No. | 個別施策            | 取組内容   | 担当課    |
|-----|-----------------|--|--------|
| 1   | 子育て支援センターの充実    | 多様な子育て支援事業を進めるとともに、子育て家庭の相互交流を図ります。また、地域の子育て支援事業実施施設や子育て支援関係者などの相互連携を進める拠点として、様々な事業を推進します。                       | 子育て支援課 |
| 2   | 児童館・児童センターの整備   | 子どもたちの健全な遊びの拠点として、安心・安全に利用できるよう老朽化した児童館・児童センターの改修や改築を計画的に進め、生活環境の整備を図ります。  | 子育て支援課 |
| 3   | 児童館・児童センター機能の拡充 | 子どもたちの健全な遊びの拠点として、子どもたちの自主的な活動や交流などを支援するとともに、行事や催し物などの充実を図ります。   | 子育て支援課 |
| 4   | 子育て広場の開催        | 乳幼児とその保護者を対象に児童館・児童センターにおいて親子でリズム遊びやふれあい遊びをし、子育ての楽しさと、地域のつながりを感じてもらえるようにします。                                     | 子育て支援課 |
| 5   | 育児講座の開催         | 子育て支援センター事業の一環として、親子のふれあい遊びや子育てに関する講座の開催を継続します。また、児童館・児童センターに出向くミニ育児講座や「初めての赤ちゃんとママの部屋」の開催を継続し、参加する親子同志の交流を深めます。 | 子育て支援課 |
| 6   | 保育園の園庭・園舎の開放    | 地域での子育てに関する交流の場、遊びの場として、余裕保育室などの開放を継続します。  | 保育課    |
| 7   | みらい子育てネットの育成支援  | 地域に根ざしたボランティア団体として、児童館・児童センターとの連携を深め、児童健全育成支援を中心とした多様な活動ができるよう育成支援を進めます。   | 子育て支援課 |
| 8   | 子ども会の育成支援       | 児童館・児童センターとの連携、地域との関係を深めて、多彩な地域の子育て支援活動が展開できるよう育成支援を進めます。  | 子育て支援課 |
| 9   | サークル支援の推進（再掲）   | 子育てサークルに対して、活動場所の提供や連絡会議の開催などのサークル支援を行います。   | 子育て支援課 |
| 10  | すくすく広場の開催       | 乳幼児の身体測定と子育てネットワークによる親子遊び、保健師による育児相談を継続し、利用しやすい環境整備に努めます。  | 健康推進課  |
| 11  | 子育てネットワーク等への派遣  | 愛知県が行う子育てネットワーク養成講座の修了生などの、親子ふれあい広場及びすくすく広場への派遣を継続し、親子遊び等の指導を行います。   | 生涯学習課  |
| 12  | 家庭教育推進協議会       | 各市町の家庭教育の現状及び支援活動、推進施策に関わる情報交換の実施や、尾張地区「拡大家庭教育推進協議会」への参加を継続します。  | 生涯学習課  |

| No. | 個別施策                   | 取組内容   | 担当課           |
|-----|------------------------|--|---------------|
| 13  | 子ども・若者を支援するためのネットワーク整備 | ひきこもり・ニート・不登校や発達障害等の精神疾患など社会生活を円滑に行う上で困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関が連携して支援するための体制づくり、ネットワークの構築を検討します。                                  | 生涯学習課         |
| 14  | 児童・母子福祉部会の活動の推進        | 地域での民生委員・児童委員の実践活動を進めるために、児童・母子福祉部会において研修等を実施することにより、子育てを行っている保護者を支援します。   | 福祉課<br>子育て支援課 |
| 15  | 児童遊園等の整備               | 地域の親子が楽しく安心して遊べるよう、児童遊具やトイレ設備など公園設備の整備を継続します。  | 子育て支援課        |
| 16  | 都市公園等の整備               | 設計段階でワークショップを行い、住民と行政が協働して、地域住民に愛され、憩いの場となる、安心・安全な公園整備を行います。   | 都市整備課         |
| 17  | 親子ふれあい広場の開催            | 育児で不安や悩みを持つ保護者同士が交流する場を提供します。  | 生涯学習課         |
| 18  | おもちゃ図書館の検討             | 障害児等に対し、おもちゃを通じて遊びの体験や遊びの場の提供を行うおもちゃ図書館を中央子育て支援センター内に開設するよう検討します。  | 子育て支援課        |
| 19  | ブックスタート事業              | 市内の新生児に、「初めての絵本」を4か月健診時にプレゼントすることで、親子がともに絵本を楽しむきっかけづくりをします。また、中央図書館・祖父江の森図書館にて、定期的に1歳未満児を対象とした、おはなし会を開催し、絵本を使用した親子のふれあい体験を提供します。 | 図書館           |
| 20  | 読み聞かせ・おはなし会の開催         | ボランティアと協力し、図書館にて、定期的におはなし会や読み聞かせ会を開催します。   | 図書館           |
| 21  | 子ども読書の日・読書週間でのイベントの開催  | 4月23日の「子ども読書の日」、11月の読書週間にちなみ、4月、11月にそれぞれボランティアによる読書イベントを開催します。プログラムの多くが、親子で楽しめる内容となっています。  | 図書館           |
| 22  | 子ども向け・親子向け図書館イベントの開催   | 夏休みや、土日・休日などに、子どもや親子で楽しめる図書館イベントを開催します。  | 図書館           |



## 基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

### 基本施策① 就学前教育等の充実

就学前児童調査では、子育てに関して悩んでいること、気になることについて、「子どもの教育に関すること」と答えた方が半数近くになっており、多くの就学前児童の保護者が子どもの教育に関して不安を抱えています。

このため、就学前教育等に関する不安の解消に向けて、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう保育園・幼稚園・小学校の連携を強化し、幼児教育・保育から小学校教育へ滑らかな接続を図り、連続した育ちと学びを支援する教育体制づくりを進めます。

| No. | 個別施策           | 取組内容  | 担当課 |
|-----|----------------|---|-----|
| 1   | 幼稚園・認定こども園     | 幼稚園・認定こども園において、幼児期の発達段階に応じ、豊かな感性を養うとともに、基本的な生活習慣を身に付けるなど、人間形成の基礎を培う幼児教育の充実を支援します。   | 保育課 |
| 2   | 小学校・保育園連携事業の推進 | 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて園児と小学校児童の交流、職員同士の交流、また、情報の共有や相互理解など、小学校との積極的な連携に向けて検討を行っていきます。                      | 保育課 |
| 3   | 保育の質の向上（再掲）    | 保育所保育指針に基づいた子どもを尊重した子ども主体の保育を目標に、きめ細かな質の高い保育サービスを提供するとともに、一人ひとりの保育士が専門性を高め、適切な対応を行うことができるよう保育士を養成するとともに、各種の職員研修の内容の向上に努めます。 | 保育課 |



## 基本施策② 学校教育の充実

小学生児童調査では、子育てに関して悩んでいること、気になることについて、「子どもの教育に関すること」と答えた方が半数を超えており、就学前児童調査より多くの保護者が子どもの教育に関して不安を抱えています。

このため、学校教育に関する不安の解消に向けて、学校、家庭、地域が連携を深め、子どもたちが、国際化など時代の流れに対応できる豊かな心と生きる力を伸ばすことができるよう、子どもを取り巻く環境の充実に努めます。

| No. | 個別施策                         | 取組内容  | 担当課    |
|-----|------------------------------|---|--------|
| 1   | 少人数指導の充実                     | 算数・数学や英語などの授業においてチームティーチングや、学級を分割して学習指導に当たること、児童・生徒の学習の定着度や興味・関心など、個々に応じたきめ細やかな学習指導を継続します。                                  | 学校教育課  |
| 2   | 語学指導助手（ALT）の配置               | 次世代の担い手である子どもたちが正しい語学力を身に付けるため、また、国際化の進展や社会のニーズに応じて正しい国際理解の素地を養うために語学指導助手（ALT）を配置し、事業の推進を図ります。                              | 学校教育課  |
| 3   | いじめ・不登校対策推進事業の実施             | ホームフレンドとして大学生が該当生徒の家庭を訪問、適応支援教室での不登校児童・生徒の支援やスクールカウンセラーによるカウンセリング、保護者の相談活動など、児童・生徒の支援を行います。                                 | 学校教育課  |
| 4   | 総合的な学習の実施                    | 豊かな心の育成と子どもの人間性を高めていくことを目指して、地域のことを学び、地域の方々と交流するなど、地域の特色を生かした豊かな体験活動に取り組みます。  | 学校教育課  |
| 5   | 職場体験活動の実施                    | 中学生の職場体験活動を通して働くことの意義を理解し、勤労観、職業観の育成を図ります。また、活動を通して社会生活のルールやマナーの体得に取り組みます。  | 学校教育課  |
| 6   | 学校評議員制度の充実                   | 学校が児童・生徒の保護者、地域住民の意向を把握し、その意向を反映させ協力を得ながら、開かれた学校運営を推進するために、校長の求めに応じ学校運営に関して意見を述べる評議員を小学校及び中学校に各5人設置します。今後、学校運営協議会へ移行していきます。 | 学校教育課  |
| 7   | 体力増進指導の実施                    | 児童館・児童センターにおいて体育教室を開催し、遊びを通して児童の体力増進指導を行います。  | 子育て支援課 |
| 8   | スポーツ振興事業の推進                  | 子どもの健やかな心身の育成を図るため、各種スポーツ教室、スポーツ大会の開催及びスポーツ少年団の育成支援を推進します。  | スポーツ課  |
| 9   | 健康フェスティバルの開催（再掲）             | 市民の健康に関する知識の普及及び意識の向上を図ります。   | 健康推進課  |
| 10  | 学校施設の整備                      | 長寿命化計画（個別施設計画）を基に、老朽化した校舎等の計画的な改修や改築を進め、安心・安全な学校教育環境の整備を図ります。   | 庶務課    |
| 11  | セーフティ・プラスワン事業（安全サポート・学習活動支援） | 一斉下校による低学年児童の下校時の安全を確保するために、低学年を第6限目まで留め置き、一斉下校を行います。   | 学校教育課  |
| 12  | 心の教室相談員の配置                   | 中学校2校を拠点に配置し、児童・生徒の悩みや不安を取り除き、楽しく学校生活を送ることができるよう支援します。  | 学校教育課  |

| No. | 個別施策               | 取組内容   | 担当課   |
|-----|--------------------|--|-------|
| 13  | ふるさと新発見学習の実施       | 中学2年生全員が稲沢の良さや課題について見つめ直す活動に主体的に取り組む中で、稲沢への愛着と誇りを醸成します。                                  | 学校教育課 |
| 14  | 学校運営協議会の設置         | 子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めるため、学校運営に関して学校、保護者、地域住民等が協議する仕組みをつくりまします。               | 学校教育課 |
| 15  | スクールソーシャルワーカーによる対応 | 不登校等の問題を抱える児童・生徒に対し、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行います。                    | 学校教育課 |
| 16  | 小学校外国語教育の推進        | 令和2年度から小学校5・6年生において、外国語科が始まるため、各小学校の外国語教育が充実するよう推進します。                                   | 学校教育課 |
| 17  | 部活動指導員             | 中学校部活動において教職員である顧問とは別に指導員を一部に導入し、教員の負担軽減と、部活動の質的な向上を図ります。                                | 学校教育課 |
| 18  | 配本サービス事業           | 図書館資料(図書)を特定のテーマでまとめた図書セットを、定期的に市内小中学校に配送し貸し出すことにより、児童・生徒の調べ学習の参考資料の提供や、豊かな読書環境づくりを行います。 | 図書館   |

### 基本施策③ 次世代の担い手育成の推進

子育ては次世代の担い手を育成する営みであり、愛情と自信と責任を持って子育てをしていくためには、「親育ち」への支援が求められています。また、子どもたちに、経験・学習の機会を提供するとともに、子育ての意義を伝え、家庭の子育て力を高めていく取組が必要です。

このため、次世代の担い手となっていく子どもたちに対して、子育てについて学ぶ場を提供し、生き生きと自信を持って将来子育てに関わることができるよう、「親育ち」への取組を推進します。

| No. | 個別施策     | 取組内容  | 担当課             |
|-----|----------|---|-----------------|
| 1   | 保育士体験の実施 | 子育て支援センター事業の一環として、子育てに関心のある15歳以上の人を対象に、保育園で1日保育士体験を継続します。               | 子育て支援課          |
| 2   | 出前講座の開催  | 出前講座を継続して開催し、次世代を担う子どもに、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育及び意識啓発を行います。 | 子育て支援課<br>健康推進課 |

## 基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

### 基本施策① ひとり親家庭等への支援

本市のひとり親家庭は、直近の国勢調査（平成27年）で、6歳未満の子どもがいる世帯が159世帯、18歳未満の子どもがいる世帯が936世帯となっています。ひとり親家庭では、経済面や生活面だけでなく、心理面などにも影響が及び、様々な困難に直面する家庭も多いものと考えられます。

このため、ひとり親家庭の生活の安定と自立を目指し、国や愛知県と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。また、子育てと仕事を両立させることができるよう、子育て支援サービスの利用に際しての配慮を行うとともに、相談体制の充実や情報提供に努めます。

| No. | 個別施策                | 取組内容   | 担当課           |
|-----|---------------------|--|---------------|
| 1   | ひとり親家庭等の自立支援の推進     | 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭などに対し、生活資金等の貸付制度、高等職業訓練給付金等の制度を紹介し自立支援を推進します。                   | 子育て支援課        |
| 2   | 市遺児手当の給付事業の実施       | 父又は母がいないか、父又は母が障害の状態などにある18歳になる年の年度末までの児童を養育している人に対して手当を支給します。                       | 子育て支援課        |
| 3   | 母子・父子就業相談の実施        | ひとり親家庭の母・父を対象に就業相談や就業情報の提供を行います。   | 子育て支援課        |
| 4   | 乳児家庭全戸訪問事業の実施（再掲）   | 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児等に関する情報提供などを行い、支援が必要な家庭に対しては助産師、保健師の連携を強化し、適切なサービス提供を継続します。 | 健康推進課         |
| 5   | 養育支援訪問事業の実施（再掲）     | 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行います。                             | 健康推進課         |
| 6   | 児童・母子福祉部会の活動の推進（再掲） | 地域での民生委員・児童委員の実践活動を進めるために、児童・母子福祉部会において研修等を実施することにより、子育てを行っている保護者を支援します。             | 福祉課<br>子育て支援課 |
| 7   | ひとり親家庭等の医療費助成       | 18歳になる年の年度末までの児童のいるひとり親家庭、父母のいない児童の医療費の自己負担分を助成します。                                  | 国保年金課         |
| 8   | 就学援助の実施             | 経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、教育の機会均等の精神に基づき、義務教育の円滑な運営を図るため、就学援助を行います。          | 学校教育課         |
| 9   | ひとり親家庭に対する市営住宅の家賃軽減 | 市営住宅における子育て家庭の生活の安定と児童福祉の向上を図るため、20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の家賃を減額します。                    | 建築課           |

## 基本施策② 障害児とその家庭への支援

本市では、障害児数は増加傾向となっており、児童数に占める障害児数の割合も上昇が続いています。また、就学前児童調査では、子育てに関して悩んでいること、気になることについて、「発育・発達に関すること」と答えた方の割合が、「子どもの教育に関すること」と「食事や栄養に関すること」に次いで高く、3割を超え、小学生児童調査でも2割を超えています。

このため、障害の早期発見、早期療育の推進に向けて、相談体制を充実させ、必要に応じて適切な支援につなげます。また、障害のある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。障害児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育などの各種施策の円滑な連携により、総合的な取組を推進します。

| No. | 個別施策                     | 取組内容   | 担当課    |
|-----|--------------------------|--|--------|
| 1   | 家庭訪問等個別支援の実施             | 関係機関と連携し、障害のある乳幼児に家庭訪問・面接などを通して個別支援を継続します。   | 健康推進課  |
| 2   | 2歳児相談の実施                 | 1歳6か月児健康診査の事後指導として言語・精神面・社会性の発達を確認し、保護者との育児相談を継続し、必要に応じ、早期療育を促していきます。  | 健康推進課  |
| 3   | 育児教室の開催（再掲）              | 1歳6か月児・3歳児健康診査の事後教室とし、保護者が子どもの基本的な発達段階を理解し、より良い発達を促す行動ができるよう育児支援を行い、必要に応じ、早期療育につなげていきます。                                       | 健康推進課  |
| 4   | 障害児歯科健康診査の実施             | 障害児通所施設等で、障害児に歯科健康診査を行い、知識の普及や保健指導などにより歯科保健の向上を目指します。  | 健康推進課  |
| 5   | 発達相談の実施（再掲）              | 子育て支援総合相談センターのこども発達支援室において、子どものことばや身体などの発達について悩みや不安のある保護者を対象に、相談を行います。   | 子育て支援課 |
| 6   | 障害児保育の充実（再掲）             | 障害のある一人ひとりの子どもの発達過程や状態を把握し、他の子どもとの生活や遊びを通してともに成長できるような保育の推進を継続します。   | 保育課    |
| 7   | 子育て支援総合相談センターの充実（再掲）     | 子育て支援総合相談センターの家庭児童相談室及びこども発達支援室において、子育てや子どもの発達に関する保護者等の悩みに対応する総合的な相談を継続します。また、子育て支援総合相談コーディネーターを配置し、健康推進課や保育園などの他機関との連携を継続します。 | 子育て支援課 |
| 8   | 巡回訪問事業の実施                | 子育て支援総合相談センターの事業の一環として、保育園・幼稚園・小学校などを訪問し、子どもへの支援や保育方法等の助言や情報提供を継続します。  | 子育て支援課 |
| 9   | 障害児通所支援事業の実施             | ひまわり園では、障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援事業の実施を継続し、医療的ケア児にも対応できる体制を整えます。また、保育所等訪問支援事業を実施し、障害児が所属する保育園などへの訪問を行います。 | 子育て支援課 |
| 10  | 障害児通所支援、障害福祉サービス利用のための支援 | 障害のある人の障害程度、居住などの状況及びサービス等利用計画案を踏まえ、障害福祉サービス等の支給決定を行います。   | 福祉課    |



| No. | 個別施策                    | 取組内容  | 担当課    |
|-----|-------------------------|---|--------|
| 11  | 地域生活支援事業の実施             | 地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で、日中一時支援、移動支援等の支給決定を行います。また、障害者に関する相談支援を行います。 | 福祉課    |
| 12  | 児童発達支援センターを中核とした支援体制の検討 | 障害児やその家族からの相談に応じた情報提供・助言、施設への援助・助言を行うとともに、児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施する児童発達支援センターの設置を検討します。 | 子育て支援課 |
| 13  | 障害児親の会の活動支援             | 障害児親の会の自主的な活動を促進するため、相互理解や交流を深めることができるよう支援します。                                      | 福祉課    |
| 14  | 障害児相談支援の実施(再掲)          | 相談支援事業所で障害児等の相談対応・援助を実施します。   | 福祉課    |
| 15  | 教育支援、特別支援推進事業           | L D (学習障害)、A D / H D (注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症などの障害のある児童・生徒に対する学校生活における支援体制の充実を図ります。      | 学校教育課  |
| 16  | 特別支援教育支援員の配置拡充          | 通常学級に在籍している発達障害児の食事や教室移動の補助、安全確保、学習支援といった学校における日常生活上の支援などを行う支援員の配置の拡充を進めます。         | 学校教育課  |
| 17  | 親子支援教室(にこにこ)の開催         | 子育て支援総合相談センター事業の一環として、発達障害が疑われる子どもとその家族を対象にし、親と子の関わり方を支援する集団遊びの提供や個別の相談を継続します。      | 子育て支援課 |
| 18  | おもちゃ図書館の検討(再掲)          | 障害児等に対し、おもちゃを通じて遊びの体験や遊びの場の提供を行うおもちゃ図書館を中央子育て支援センター内に開設するよう検討します。                   | 子育て支援課 |

### 基本施策③ 子育て家庭及び経済的困難を抱える家庭への支援

就学前児童・小学生児童調査では、充実を希望する子育て支援について、「子育てに要する費用負担を軽減してほしい」と答えた方が、ともに半数を超えており、特に小学生児童調査結果では最も高くなっています。また、就学前児童調査では、現在の暮らしの状況について、「大変苦しい」と答えた方が4.0%、小学生児童調査では6.2%となっています。家庭の家計状況では、「赤字であり、借金をして生活している」と答えた方が、就学前児童調査で1.6%、小学生児童調査で3.0%、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」と答えた方は10%前後となっており、子育て世帯においても経済的に困難を抱え、生活が苦しい世帯が、数は少ないものの、一定数いることが考えられます。

このため、子育て世帯の経済的な負担を軽減できるよう、各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、子どもと家庭の状況に応じた支援を行います。

| No. | 個別施策                    | 取組内容  | 担当課 |
|-----|-------------------------|---|-----|
| 1   | ひとり親家庭に対する市営住宅の家賃軽減(再掲) | 市営住宅における子育て家庭の生活の安定と児童福祉の向上を図るため、20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の家賃を減額します。 | 建築課 |

| No. | 個別施策              | 取組内容   | 担当課    |
|-----|-------------------|--|--------|
| 2   | 市遺児手当の給付事業の実施（再掲） | 父又は母がいないか、父又は母が障害の状態などにある18歳になる年の年度末までの児童を養育している人に対して手当を支給します。   | 子育て支援課 |
| 3   | ひとり親家庭等の医療費助成（再掲） | 18歳になる年の年度末までの児童のいるひとり親家庭、父母のいない児童の医療費の自己負担分を助成します。  | 国保年金課  |
| 4   | 就学援助の実施（再掲）       | 経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、教育の機会均等の精神に基づき、義務教育の円滑な運営を図るため、就学援助を行います。  | 学校教育課  |
| 5   | 稲沢市久納奨学基金奨学金支給事業  | 勉強意欲があり、修学のための経済的支援が必要な市内在住の中学生が、高等学校等へ進学し修学するに当たり、奨学金を交付します。奨学金の額は、奨学生1人につき月額10,000円、支給する期間は正規の修業年限（最大3年）とし、新たに奨学金を受ける者は、原則として毎年度20人以内とします。 | 庶務課    |
| 6   | 生活困窮家庭等への学習支援     | 経済面で不安定な状況に置かれることにより、学習や進学の意欲が低下する生活困窮家庭の子ども等を対象に、学習意欲の向上を図るため、学習の場を提供しています。   | 福祉課    |

#### 基本施策④ 暮らしを取り巻く良好な環境の確保

就学前児童・小学生児童調査では、子育ての不安や負担の解消のために必要なことについて、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」と答えた方が、ともに3割を超えており、特に小学生児童調査では前回調査よりも10ポイント以上上回っています。

災害や犯罪から、子どもを含めた全ての人の生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制の整備を推進し、行政、地域、警察などの連携によるパトロール活動や防犯講習会、災害対策のための基礎知識を身に付けるための講演など、地域と協力しながら安心・安全なまちづくりを進めていきます。

また、保育園、幼稚園、学校では交通安全教育を充実させ、子どもには、自ら身を守る意識を育てるとともに、大人には、自動車やオートバイを運転する際の安全運転の徹底を奨励します。

| No. | 個別施策               | 取組内容   | 担当課   |
|-----|--------------------|--|-------|
| 1   | 良質な市営住宅の整備         | 市営住宅の長寿命化計画に基づき、状態が良好で、今後も使用できる住宅については、耐震化も含めた劣化防止や耐久性向上、バリアフリー化に向けた改善や補修を行い、長寿命化を図っていきます。 | 建築課   |
| 2   | 住宅環境の整備            | 旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅）の住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震補強に対する支援を行います。           | 建築課   |
| 3   | 子育て世帯等にやさしい建築物等の整備 | 子育て世帯も含め、子どもから高齢者まで安心して利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を推進します。   | 建築課   |
| 4   | 公園のバリアフリー化の促進      | 公園整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「都市公園移動等円滑化基準」により、バリアフリー化を進めていきます。                | 都市整備課 |

| No. | 個別施策                   | 取組内容   | 担当課            |
|-----|------------------------|--|----------------|
| 5   | 犯罪等の防止に配慮した環境設計の推進     | 犯罪等の防止に配慮した、道路、公園などの公共施設、住居などの設計、防犯設備の設置を推進します。  | 都市整備課<br>危機管理課 |
| 6   | 交通安全教育の推進              | 子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園、学校、関係団体との連携・協力体制の強化を図るとともに、交通安全教室の開催や交通安全施設の整備など、総合的な交通事故防止対策を推進します。 | 危機管理課          |
| 7   | チャイルドシートの着用の推進         | 乳幼児を持つ保護者に対し、チャイルドシートの着用の徹底を図るため、広報に掲載し、普及・啓発に努めます。  | 危機管理課          |
| 8   | 安心・安全な通学路等の整備          | 通学路点検を実施し、子どもたちが安心して通学できる通学路の安全確保に努めます。  | 土木課            |
| 9   | パトロール活動の推進             | 少年愛護センター指導員がパトロールと声かけを行い、非行・危険行為のみられる少年の早期発見による非行防止、交通や水難による事故の未然防止を図ります。                      | 生涯学習課          |
| 10  | 地域安全推進リーダーによるスクールガード活動 | 地域安全活動を実施するボランティア団体である地域安全推進リーダーにより、地域や通学路のパトロールを行い、子どもの事故や犯罪の未然防止を図ります。                       | 危機管理課          |
| 11  | スクールカウンセラーによるケア        | 児童・生徒が抱える不登校などの問題からの、立ち直りを支援するために、児童・生徒・保護者への支援としてのスクールカウンセラーによる相談活動を進めます。                     | 学校教育課          |

## 基本施策⑤ 多様な文化を持った子どもと家庭への支援

国際化の進展に伴い、海外に在留し帰国する日本人や日本で生活する外国人は増加しています。それによって、海外から帰国する子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなど、外国につながる子どもの増加が見込まれます。こうした子どもが日本で育っていく中では、言葉や文化、習慣等の違いから様々な困難が想定され、子どもが日本の環境に溶け込み、その保護者が安心して子育てをできるように支援を進める必要があります。

このため、全ての子どもが分け隔てなく成長でき、「豊かな心」と「健やかな体」を育ていける環境づくりを目指し、外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みの解消、多言語による情報提供や相談体制の充実を図るとともに、外国人の子どもが利用する教育・保育環境の充実に努めます。

| No. | 個別施策             | 取組内容  | 担当課   |
|-----|------------------|---|-------|
| 1   | ポルトガル語による相談事業の実施 | 毎月第1・第3金曜日の午前9時30分から午後0時30分まで、市役所相談室にてポルトガル語での相談会を実施しており、税金や保育園についての、本市で生活する上で必要な相談が多く寄せられています。 | 秘書広報課 |
| 2   | 外国語広報の配布         | 毎月、英語版とポルトガル語版の広報を作成し、市内公共施設や企業、小・中学校に配布しており、市内に住む外国人にとって必要な情報を提供しています。                         | 秘書広報課 |

## 基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

### 基本施策① ワーク・ライフ・バランスの推進

就学前児童調査では、育児休業の取得について、「取得した（取得中である）」と答えた方は母親が4割弱、父親は1割未満となっています。また、子育ての不安や負担の解消のために必要なことについては、「仕事と家庭生活の両立」と答えた方が、就学前児童・小学生児童調査ともに4割に達しており、特に小学生児童調査では、前回調査よりも10ポイント近く上回っています。

このため、仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実させる「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及・啓発を行います。

また、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及・啓発を行います。

| No. | 個別施策         | 取組内容  | 担当課    |
|-----|--------------|---|--------|
| 1   | ゆとり創造の推進     | 年1回ゆとり創造講演会を開催し、市民が健康で生きがいにあふれたゆとりある暮らしが送れる社会の実現を目指します。   | 商工観光課  |
| 2   | 子育て情報の提供（再掲） | 子育て支援に関するサービスや手当などの情報が、子育て家庭に十分周知されるよう子育て支援ガイドブックを作成します。また、子育て応援アプリや子育て応援サイト等での情報発信を行い、情報提供の充実を継続します。 | 子育て支援課 |

### 基本施策② 産休・育休復帰を円滑にできる環境の整備

就学前児童調査では、育児休業を取得したと答えた方は、母親が4割弱、父親は1割にも満たない状況となっています。産休・育休を取得しやすくするため、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、今後、低年齢児における保育ニーズの動向を見極めながら、教育・保育施設、地域型保育事業の整備に努めます。

| No. | 個別施策           | 取組内容   | 担当課 |
|-----|----------------|--|-----|
| 1   | 保育園等の整備（再掲）    | 老朽化した保育園舎の改修や改築に合わせて、保育園・認定こども園等の状況やニーズに応じた整備に努めます。                                  | 保育課 |
| 2   | 地域型保育事業の検討（再掲） | 市による認可事業としての「小規模保育」、「家庭的保育」、「事業所内保育」、「居宅訪問型保育」などの多様な事業について、地域の保育ニーズを把握し、実施の検討を継続します。 | 保育課 |

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業についての「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとされており、その区域において教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援事業に係る需給計画を判断することとなります。

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市では、保育ニーズの増加が見込まれるため、保育の提供区域は、東部地区（下津、小正、稲沢、大里西、大里東）と西部地区（明治、千代田、祖父江、平和）の2つの区域に分け、教育は稲沢市全域を1つの区域と設定します。教育・保育提供区域は、区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園などの動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくこととします。



## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

「子ども・子育て支援法」では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育園や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、利用状況の把握や保護者への調査等を踏まえて、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとされています。

### (1) 「量の見込み」の算出について

#### ① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。保育園の利用要件である「保育の必要性」の事由は、以下のとおりとなっています。

| 「保育の必要性」の事由   |  |
|---|--|
| ○以下のいずれかの事由に該当すること                                      |  |
| ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能           |  |
| ①就労   |  |
| ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） |  |
| ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む                                   |  |
| ②妊娠、出産  |  |
| ③保護者の疾病、障害  |  |
| ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護                                  |  |
| ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護          |  |
| ⑤災害復旧   |  |
| ⑥求職活動   |  |
| ・起業準備を含む  |  |
| ⑦就学   |  |
| ・職業訓練校等における職業訓練を含む                                      |  |
| ⑧虐待やDVのおそれがあること   |  |
| ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること                 |  |
| ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合                               |  |

保育を必要とする場合は、長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2区分の保育必要量を設けることになります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。



|       |      | 保育を必要とする       |      | 保育を必要としない       |  |
|-------|------|----------------|------|-----------------|--|
| 0～2歳児 | 3号認定 | 保育標準時間利用（11時間） | /    |                 |  |
|       |      | 保育短時間利用（8時間）   |      |                 |  |
| 3～5歳児 | 2号認定 | 保育標準時間利用（11時間） | 1号認定 | 教育標準時間利用（3～4時間） |  |
|       |      | 保育短時間利用（8時間）   |      |                 |  |

## ②家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を把握するためには、1号・2号・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために下表のとおりアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。類型化した区分を「家庭類型」といい、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の分類を行い、「量の見込み」の算出は、「潜在的な家庭類型」に基づいて算出します。

| 父親 \ 母親               |                           | ひとり親 | フルタイム就労<br>(産休・育休含む) | パートタイム就労 (産休・育休含む) |                                     |                             | 未就労  |
|-----------------------|---------------------------|------|----------------------|--------------------|-------------------------------------|-----------------------------|------|
|                       |                           |      |                      | 月 120 時間以上<br>の就労  | 月 120 時間未満<br>48 時間以上の就労<br>60 時間以上 | 月 48 時間未満<br>の就労<br>60 時間未満 |      |
| ひとり親                  |                           | タイプA |                      |                    |                                     |                             |      |
| フルタイム就労<br>(産休・育休含む)  |                           |      | タイプB                 | タイプC               | タイプC'                               |                             |      |
| パートタイム就労<br>(産休・育休含む) | 月 120 時間以上<br>の就労         |      | タイプC                 | タイプE               |                                     |                             | タイプD |
|                       | 月 120 時間未満 48 時間以上<br>の就労 |      |                      |                    | タイプE'                               |                             |      |
|                       | 60 時間以上<br>60 時間未満<br>の就労 |      | タイプC'                |                    |                                     |                             |      |
| 月 48 時間未満<br>の就労      |                           |      |                      |                    |                                     |                             |      |
| 未就労                   |                           |      |                      | タイプD               |                                     |                             | タイプF |

### <家庭類型の分類>

- タイプA : ひとり親家庭 (母子又は父子家庭)
  - タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
  - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)
  - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間未満+下限時間~120 時間の一部)
  - タイプD : 専業主婦(夫)家庭
  - タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)
  - タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 120 時間未満+下限時間~120 時間の一部)
  - タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
- ※ 育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。  
 ※ 稲沢市は下限時間を 60 時間としています。

## (2) 「量の見込み」等を算出する項目

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業（1～14の各事業）について、アンケート調査結果を踏まえ、地域の実情や利用状況等を考慮した上で、国が定めた全国共通の方法により、教育・保育提供区域（保育の提供区域は、東部地区と西部地区の2区域、教育は稲沢市全域を1つの区域とする）における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに、不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

### 教育・保育の量の項目

|   | 認定区分 | 対象事業     |                        | 事業の対象家庭              | 調査対象年齢 |
|---|------|----------|------------------------|----------------------|--------|
| 1 | 1号認定 | 教育標準時間認定 | 幼稚園<br>認定こども園          | 専業主婦（夫）家庭<br>就労時間短家庭 | 3～5歳   |
|   | 2号認定 | 保育認定     | 認定こども園<br>保育園          | ひとり親家庭<br>共働き家庭      |        |
|   | 3号認定 | 保育認定     | 認定こども園<br>保育園<br>地域型保育 |                      | 0～2歳   |

### 地域子ども・子育て支援事業の項目

|    | 対象事業                               | 事業の対象家庭            | 調査対象年齢      |
|----|------------------------------------|--------------------|-------------|
| 1  | 時間外保育事業                            | ひとり親家庭<br>共働き家庭    | 0～5歳        |
| 2  | 休日保育事業                             | ひとり親家庭<br>共働き家庭    | 0～5歳        |
| 3  | 放課後児童健全育成事業                        | ひとり親家庭<br>共働き家庭    | 5歳<br>1～6年生 |
| 4  | 子育て短期支援事業（ショートステイ）                 | 全ての家庭              | 0～5歳        |
| 5  | 地域子育て支援拠点事業                        | 全ての家庭              | 0～2歳        |
| 6  | 幼稚園における一時預かり事業                     | 全ての家庭              | 3～5歳        |
| 7  | 保育園等における一時預かり事業                    | 全ての家庭              | 0～5歳        |
| 8  | 病児・病後児保育事業                         | ひとり親家庭<br>共働き家庭    | 0～5歳        |
| 9  | 子育て援助活動支援事業<br>（ファミリー・サポート・センター事業） | 全ての家庭              | 5歳          |
| 10 | 利用者支援事業                            | 全ての家庭              |             |
| 11 | 妊産婦に対する健康診査                        | 全ての妊婦              |             |
| 12 | 乳児家庭全戸訪問事業                         | 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭 |             |
| 13 | 養育支援訪問事業等                          | 養育支援訪問事業を必要とする家庭   |             |
| 14 | 実費徴収に係る補足給付事業                      | 低所得世帯等             |             |



### (3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」などを算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。さらに、算出されたニーズ量を基に、地域の実情や利用状況等を考慮して、本計画でのニーズ量を定めます。

#### ステップ1

##### ～家庭類型の分類～

アンケート回答者を、両親の就労状況により、タイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

#### ステップ2

##### ～潜在家庭類型の分類～

ステップ1の家庭類型から、さらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

#### ステップ3

##### ～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型別の割合を掛け合わせます。

#### ステップ4

##### ～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

たとえば、病児・病後児保育事業や放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

#### ステップ5

##### ～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

#### ステップ6

##### ～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、令和2年度から令和6年度まで各年のニーズ量が算出されます。

### 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### (1) 幼稚園、保育園

##### 【事業概要】

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

保育園は、保護者が日中就労や病気などにより、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

##### 【現状】

##### ○全体

|             |              | 平成 31（令和元）年度（見込み） |           |        |           |         |
|-------------|--------------|-------------------|-----------|--------|-----------|---------|
|             |              | 1号                | 2号        |        | 3号        |         |
|             |              | 3歳以上教育希望          | 3歳以上保育が必要 |        | 1・2歳保育が必要 | 0歳保育が必要 |
| 教育希望が強い     | 左記以外         |                   |           |        |           |         |
| 幼稚園・保育園利用者数 |              | 3,565人            |           |        | 1,005人    | 188人    |
| 入園児数        |              | 1,132人            | —         | 2,433人 | 1,005人    | 188人    |
| 充足率         |              | 87.4%             | —         | 82.8%  | 93.6%     | 77.7%   |
| 定員内訳        | 幼稚園          | 1,285人            | —         | —      | —         | —       |
|             | 認可保育園・認定こども園 | 10人               | —         | 2,938人 | 1,045人    | 227人    |
|             | 企業主導型保育施設    | —                 | —         | 2人     | 29人       | 15人     |

##### ○区域別

|      |              | 東部        |           |         | 西部        |           |         |
|------|--------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|
|      |              | 2号        | 3号        |         | 2号        | 3号        |         |
|      |              | 3歳以上保育が必要 | 1・2歳保育が必要 | 0歳保育が必要 | 3歳以上保育が必要 | 1・2歳保育が必要 | 0歳保育が必要 |
| 入園児数 |              | 1,549人    | 697人      | 132人    | 884人      | 308人      | 56人     |
| 充足率  |              | 92.8%     | 93.8%     | 80.5%   | 69.6%     | 93.1%     | 71.8%   |
| 定員内訳 | 幼稚園          | —         | —         | —       | —         | —         | —       |
|      | 認可保育園・認定こども園 | 1,668人    | 721人      | 151人    | 1,270人    | 324人      | 76人     |
|      | 企業主導型保育施設    | 2人        | 22人       | 13人     | 0人        | 7人        | 2人      |

## 【今後の方向性】

幼稚園については、一時預かり事業のニーズを把握するとともに、認定こども園もあわせて質の高い幼児教育を提供していきます。

保育園については、0歳～2歳においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があり、特に育休明けが多い1歳はニーズに対応できるように確保する必要があります。

1、2歳児については、3歳児への円滑な連携を確保しつつ、年度途中の定員の弾力的運用による受入れ等で対応し、確保を図ることが必要です。

また、潜在保育士などの掘り起こしにより保育士などの人材の確保に努め、保育士の多様な就労形態を検討することにより、保育の提供の確保を図る必要があります。

なお、定員については、ニーズ量を踏まえ、地域の実情を考慮し、必要に応じて変更していきます。

また、私立保育園については、ニーズ量を勘案しながら、認定こども園への移行を検討していきます。



## (2) 令和2年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 【令和2年度】

#### ○全体

|                   |                  | 令和2年度               |           |        |               |             |      |
|-------------------|------------------|---------------------|-----------|--------|---------------|-------------|------|
|                   |                  | 1号                  | 2号        |        | 3号            |             |      |
|                   |                  | 3歳以上<br>教育希望        | 3歳以上保育が必要 |        | 1・2歳<br>保育が必要 | 0歳<br>保育が必要 |      |
| 教育希望<br>が強い       | 左記以外             |                     |           |        |               |             |      |
| (参考) 人口推計による児童数   |                  | 3,463人              |           |        | 2,080人        | 993人        |      |
| 需要率※1             |                  | 32.4%               | 6.3%      | 64.0%  | 49.0%         | 19.3%       |      |
| ニーズ量の見込み          |                  | 1,123人              | 218人      | 2,215人 | 1,019人        | 192人        |      |
| (確保<br>方策)<br>提供量 | 特定教育・<br>保育施設    | 幼稚園、保育園、<br>認定こども園  | —         | 2,946人 |               | 1,012人      | 192人 |
|                   | 特定地域型<br>保育事業所   | 小規模保育<br>事業所        | —         | —      |               | 35人         | 15人  |
|                   | 企業主導型保<br>育施設    | 企業主導型保育<br>施設の地域枠※3 | —         | 2人     |               | 20人         | 10人  |
|                   | 確認を受けな<br>い幼稚園※2 | 上記に<br>該当しない        | 1,305人    | —      |               | —           | —    |
|                   | 提供量合計            |                     | 1,305人    | 2,948人 |               | 1,067人      | 217人 |
| 過不足分(提供量－ニーズ量)    |                  | 182人                | 515人      |        | 48人           | 25人         |      |

#### ○区域別

|                   |                | 東部                 |                   |                 | 西部                |                   |                 |     |
|-------------------|----------------|--------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----|
|                   |                | 2号                 | 3号                |                 | 2号                | 3号                |                 |     |
|                   |                | 3歳以上<br>保育が<br>必要  | 1・2歳<br>保育が<br>必要 | 0歳<br>保育が<br>必要 | 3歳以上<br>保育が<br>必要 | 1・2歳<br>保育が<br>必要 | 0歳<br>保育が<br>必要 |     |
| ニーズ量の見込み          |                | 1,593人             | 693人              | 138人            | 840人              | 326人              | 54人             |     |
| (確保<br>方策)<br>提供量 | 特定教育・<br>保育施設  | 幼稚園、保育園、<br>認定こども園 | 1,656人            | 687人            | 137人              | 1,290人            | 325人            | 55人 |
|                   | 特定地域型<br>保育事業所 | 小規模保育<br>事業所       | —                 | 35人             | 15人               | —                 | 0人              | 0人  |
|                   | 企業主導型保<br>育施設  | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | 1人                | 18人             | 9人                | 1人                | 2人              | 1人  |
|                   | 確認を受けな<br>い幼稚園 | 上記に<br>該当しない       | —                 | —               | —                 | —                 | —               | —   |
| 過不足分(提供量－ニーズ量)    |                | 64人                | 47人               | 23人             | 451人              | 1人                | 2人              |     |

※1 需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合。

※2 確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行せず、施設型給付を受けない幼稚園。

※3 企業主導型保育施設の地域枠は、これまでの実績等を踏まえ、企業主導型保育施設の定員全体の半数を提供量としています。

【令和3年度】

○全体

|                   |                | 令和3年度              |           |        |               |             |      |
|-------------------|----------------|--------------------|-----------|--------|---------------|-------------|------|
|                   |                | 1号                 | 2号        |        | 3号            |             |      |
|                   |                | 3歳以上<br>教育希望       | 3歳以上保育が必要 |        | 1・2歳<br>保育が必要 | 0歳<br>保育が必要 |      |
| 教育希望<br>が強い       | 左記以外           |                    |           |        |               |             |      |
| (参考)人口推計による児童数    |                | 3,345人             |           |        | 2,059人        | 973人        |      |
| 需要率               |                | 32.4%              | 6.3%      | 63.9%  | 49.5%         | 19.7%       |      |
| ニーズ量の見込み          |                | 1,085人             | 211人      | 2,139人 | 1,019人        | 192人        |      |
| (確保<br>方策)<br>提供量 | 特定教育・<br>保育施設  | 幼稚園、保育園、<br>認定こども園 | —         | 2,946人 |               | 1,012人      | 192人 |
|                   | 特定地域型<br>保育事業所 | 小規模保育<br>事業所       | —         | —      |               | 35人         | 15人  |
|                   | 企業主導型保<br>育施設  | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | —         | 2人     |               | 20人         | 10人  |
|                   | 確認を受けな<br>い幼稚園 | 上記に<br>該当しない       | 1,305人    | —      |               | —           | —    |
|                   | 提供量合計          |                    | 1,305人    | 2,948人 |               | 1,067人      | 217人 |
| 過不足分(提供量－ニーズ量)    |                | 220人               | 598人      |        | 48人           | 25人         |      |

○区域別

|                   |                | 東部                 |                   |                 | 西部                |                   |                 |     |
|-------------------|----------------|--------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----|
|                   |                | 2号                 | 3号                |                 | 2号                | 3号                |                 |     |
|                   |                | 3歳以上<br>保育が<br>必要  | 1・2歳<br>保育が<br>必要 | 0歳<br>保育が<br>必要 | 3歳以上<br>保育が<br>必要 | 1・2歳<br>保育が<br>必要 | 0歳<br>保育が<br>必要 |     |
| ニーズ量の見込み          |                | 1,545人             | 699人              | 138人            | 805人              | 320人              | 54人             |     |
| (確保<br>方策)<br>提供量 | 特定教育・<br>保育施設  | 幼稚園、保育園、<br>認定こども園 | 1,656人            | 687人            | 137人              | 1,290人            | 325人            | 55人 |
|                   | 特定地域型<br>保育事業所 | 小規模保育<br>事業所       | —                 | 35人             | 15人               | —                 | 0人              | 0人  |
|                   | 企業主導型保<br>育施設  | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | 1人                | 18人             | 9人                | 1人                | 2人              | 1人  |
|                   | 確認を受けな<br>い幼稚園 | 上記に<br>該当しない       | —                 | —               | —                 | —                 | —               | —   |
| 過不足分(提供量－ニーズ量)    |                | 112人               | 41人               | 23人             | 486人              | 7人                | 2人              |     |

【令和4年度】

○全体

|                   |                | 令和4年度              |           |        |               |             |      |
|-------------------|----------------|--------------------|-----------|--------|---------------|-------------|------|
|                   |                | 1号                 | 2号        |        | 3号            |             |      |
|                   |                | 3歳以上<br>教育希望       | 3歳以上保育が必要 |        | 1・2歳<br>保育が必要 | 0歳<br>保育が必要 |      |
| 教育希望<br>が強い       | 左記以外           |                    |           |        |               |             |      |
| (参考)人口推計による児童数    |                | 3,225人             |           |        | 2,012人        | 951人        |      |
| 需要率               |                | 32.4%              | 6.3%      | 63.9%  | 50.6%         | 20.2%       |      |
| ニーズ量の見込み          |                | 1,046人             | 203人      | 2,062人 | 1,019人        | 192人        |      |
| (確保<br>方策)<br>提供量 | 特定教育・<br>保育施設  | 幼稚園、保育園、<br>認定こども園 | —         | 2,946人 |               | 1,012人      | 192人 |
|                   | 特定地域型<br>保育事業所 | 小規模保育<br>事業所       | —         | —      |               | 35人         | 15人  |
|                   | 企業主導型保<br>育施設  | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | —         | 2人     |               | 20人         | 10人  |
|                   | 確認を受けな<br>い幼稚園 | 上記に<br>該当しない       | 1,305人    | —      |               | —           | —    |
|                   | 提供量合計          |                    | 1,305人    | 2,948人 |               | 1,067人      | 217人 |
| 過不足分(提供量－ニーズ量)    |                | 259人               | 683人      |        | 48人           | 25人         |      |

○区域別

|                   |                | 東部                 |                   |                 | 西部                |                   |                 |     |
|-------------------|----------------|--------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----|
|                   |                | 2号                 | 3号                |                 | 2号                | 3号                |                 |     |
|                   |                | 3歳以上<br>保育が<br>必要  | 1・2歳<br>保育が<br>必要 | 0歳<br>保育が<br>必要 | 3歳以上<br>保育が<br>必要 | 1・2歳<br>保育が<br>必要 | 0歳<br>保育が<br>必要 |     |
| ニーズ量の見込み          |                | 1,470人             | 702人              | 139人            | 795人              | 317人              | 53人             |     |
| (確保<br>方策)<br>提供量 | 特定教育・<br>保育施設  | 幼稚園、保育園、<br>認定こども園 | 1,656人            | 687人            | 137人              | 1,290人            | 325人            | 55人 |
|                   | 特定地域型<br>保育事業所 | 小規模保育<br>事業所       | —                 | 35人             | 15人               | —                 | 0人              | 0人  |
|                   | 企業主導型保<br>育施設  | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | 1人                | 18人             | 9人                | 1人                | 2人              | 1人  |
|                   | 確認を受けな<br>い幼稚園 | 上記に<br>該当しない       | —                 | —               | —                 | —                 | —               | —   |
| 過不足分(提供量－ニーズ量)    |                | 187人               | 38人               | 22人             | 496人              | 10人               | 3人              |     |

【令和5年度】

○全体

|                   |                | 令和5年度              |           |        |               |             |      |
|-------------------|----------------|--------------------|-----------|--------|---------------|-------------|------|
|                   |                | 1号                 | 2号        |        | 3号            |             |      |
|                   |                | 3歳以上<br>教育希望       | 3歳以上保育が必要 |        | 1・2歳<br>保育が必要 | 0歳<br>保育が必要 |      |
| 教育希望<br>が強い       | 左記以外           |                    |           |        |               |             |      |
| (参考)人口推計による児童数    |                | 3,095人             |           |        | 1,970人        | 936人        |      |
| 需要率               |                | 32.4%              | 6.3%      | 63.9%  | 51.7%         | 20.5%       |      |
| ニーズ量の見込み          |                | 1,004人             | 195人      | 1,979人 | 1,019人        | 192人        |      |
| (確保<br>方策)<br>提供量 | 特定教育・<br>保育施設  | 幼稚園、保育園、<br>認定こども園 | —         | 2,946人 |               | 1,012人      | 192人 |
|                   | 特定地域型<br>保育事業所 | 小規模保育<br>事業所       | —         | —      |               | 35人         | 15人  |
|                   | 企業主導型保<br>育施設  | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | —         | 2人     |               | 20人         | 10人  |
|                   | 確認を受けな<br>い幼稚園 | 上記に<br>該当しない       | 1,305人    | —      |               | —           | —    |
|                   | 提供量合計          |                    | 1,305人    | 2,948人 |               | 1,067人      | 217人 |
| 過不足分(提供量－ニーズ量)    |                | 301人               | 774人      |        | 48人           | 25人         |      |

○区域別

|                   |                | 東部                 |                   |                 | 西部                |                   |                 |     |
|-------------------|----------------|--------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----|
|                   |                | 2号                 | 3号                |                 | 2号                | 3号                |                 |     |
|                   |                | 3歳以上<br>保育が<br>必要  | 1・2歳<br>保育が<br>必要 | 0歳<br>保育が<br>必要 | 3歳以上<br>保育が<br>必要 | 1・2歳<br>保育が<br>必要 | 0歳<br>保育が<br>必要 |     |
| ニーズ量の見込み          |                | 1,434人             | 707人              | 139人            | 740人              | 312人              | 53人             |     |
| (確保<br>方策)<br>提供量 | 特定教育・<br>保育施設  | 幼稚園、保育園、<br>認定こども園 | 1,656人            | 687人            | 137人              | 1,290人            | 325人            | 55人 |
|                   | 特定地域型<br>保育事業所 | 小規模保育<br>事業所       | —                 | 35人             | 15人               | —                 | 0人              | 0人  |
|                   | 企業主導型保<br>育施設  | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | 1人                | 18人             | 9人                | 1人                | 2人              | 1人  |
|                   | 確認を受けな<br>い幼稚園 | 上記に<br>該当しない       | —                 | —               | —                 | —                 | —               | —   |
| 過不足分(提供量－ニーズ量)    |                | 223人               | 33人               | 22人             | 551人              | 15人               | 3人              |     |

【令和6年度】

○全体

|                   |                | 令和6年度              |           |        |               |             |      |
|-------------------|----------------|--------------------|-----------|--------|---------------|-------------|------|
|                   |                | 1号                 | 2号        |        | 3号            |             |      |
|                   |                | 3歳以上<br>教育希望       | 3歳以上保育が必要 |        | 1・2歳<br>保育が必要 | 0歳<br>保育が必要 |      |
| 教育希望<br>が強い       | 左記以外           |                    |           |        |               |             |      |
| (参考)人口推計による児童数    |                | 3,054人             |           |        | 1,933人        | 923人        |      |
| 需要率               |                | 32.4%              | 6.3%      | 63.9%  | 52.7%         | 20.8%       |      |
| ニーズ量の見込み          |                | 991人               | 193人      | 1,953人 | 1,019人        | 192人        |      |
| (確保<br>方策)<br>提供量 | 特定教育・<br>保育施設  | 幼稚園、保育園、<br>認定こども園 | —         | 2,946人 |               | 1,012人      | 192人 |
|                   | 特定地域型<br>保育事業所 | 小規模保育<br>事業所       | —         | —      |               | 35人         | 15人  |
|                   | 企業主導型保<br>育施設  | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | —         | 2人     |               | 20人         | 10人  |
|                   | 確認を受けな<br>い幼稚園 | 上記に<br>該当しない       | 1,305人    | —      |               | —           | —    |
|                   | 提供量合計          |                    | 1,305人    | 2,948人 |               | 1,067人      | 217人 |
| 過不足分(提供量－ニーズ量)    |                | 314人               | 802人      |        | 48人           | 25人         |      |

○区域別

|                   |                |                    | 東部                |                   |                 | 西部                |                   |                 |
|-------------------|----------------|--------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
|                   |                |                    | 2号                | 3号                |                 | 2号                | 3号                |                 |
|                   |                |                    | 3歳以上<br>保育が<br>必要 | 1・2歳<br>保育が<br>必要 | 0歳<br>保育が<br>必要 | 3歳以上<br>保育が<br>必要 | 1・2歳<br>保育が<br>必要 | 0歳<br>保育が<br>必要 |
| ニーズ量の見込み          |                |                    | 1,428人            | 710人              | 140人            | 718人              | 309人              | 52人             |
| (確保<br>方策)<br>提供量 | 特定教育・<br>保育施設  | 幼稚園、保育園、<br>認定こども園 | 1,656人            | 687人              | 137人            | 1,290人            | 325人              | 55人             |
|                   | 特定地域型<br>保育事業所 | 小規模保育<br>事業所       | —                 | 35人               | 15人             | —                 | 0人                | 0人              |
|                   | 企業主導型保<br>育施設  | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | 1人                | 18人               | 9人              | 1人                | 2人                | 1人              |
|                   | 確認を受けな<br>い幼稚園 | 上記に<br>該当しない       | —                 | —                 | —               | —                 | —                 | —               |
| 過不足分(提供量－ニーズ量)    |                |                    | 229人              | 30人               | 21人             | 573人              | 18人               | 4人              |



## 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 時間外保育事業

#### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもが、認可保育園や認定こども園などで、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、支給認定保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

#### 【現状】

平成31年度は、公立14か所、私立13か所、認定こども園1か所、小規模保育事業所3か所で実施しています。

|       | 平成29年度                                 | 平成30年度 | 平成31(令和元)年度<br>(見込み) |
|-------|--|--------|----------------------|
| 利用者数  | 1,902人                                 | 1,942人 | 1,975人               |
| 実施箇所数 | 29か所                                   | 31か所   | 31か所                 |
| 実施園   | 公立：丸甲、長岡、山崎、法立を除く14園<br>私立、小規模保育事業所：全園 |        |                      |

#### 【今後の方向性】

アンケート調査より、18時以降の保育を希望している人の数からニーズ量を見込んでいきます。

新制度では、保育終了時間後の保育希望の保護者には、時間外保育で対応して確保していくものとして、そのニーズに応じながら、継続的に取り組んでいきます。

|                   | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ニーズ量              | 2,009人 | 2,009人 | 2,009人 | 2,009人 | 2,009人 |
| 実施箇所数<br>(確保方策)   | 31か所   | 31か所   | 31か所   | 31か所   | 31か所   |
| 提供量               | 2,009人 | 2,009人 | 2,009人 | 2,009人 | 2,009人 |
| 過不足<br>(提供量－ニーズ量) | 0人     | 0人     | 0人     | 0人     | 0人     |

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。

## (2) 休日保育事業

### 【事業概要】

保護者の勤務などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、日曜日、祝日の保育サービスに対応し、休日保育を実施する事業です。

### 【現状】

利用者数は、徐々に増加しており、平成31年度は73人の見込みとなっています。

|      | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31(令和元)年度<br>(見込み) |
|------|--------|--------|----------------------|
| 利用者数 | 61人    | 67人    | 73人                  |

### 【今後の方向性】

保護者のいずれもが就労しているニーズ量を把握し、事業実施に向けて、ファミリー・サポート・センターでの受入れなどにより、提供体制の確保に努めます。

|                   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ニーズ量              | 131人  | 129人  | 126人  | 124人  | 121人  |
| 提供量               | 131人  | 129人  | 126人  | 124人  | 121人  |
| 過不足<br>(提供量－ニーズ量) | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    |

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。



### (3) 放課後児童健全育成事業

#### 【事業概要】

保護者が仕事などにより昼間家庭で保育できない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと、児童の健全育成を図る事業です。

平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休業期間中にも実施します。平成 27 年度に、対象を小学 6 年生まで拡大し、現在は全てのクラブで小学 1 年生から 6 年生が対象となっています。また、小学校の教室などを活用する「いなっピークラブ」を実施しています。

#### 【現状】

低学年は、平成 29 年度より、年々利用者数は増加しており、平成 31 年度には 1,241 人の見込みとなっています。また、高学年は 300 人前後で推移しています。

|        |     | 平成 29 年度  | 平成 30 年度 | 平成 31 (令和元) 年度<br>(見込み) |
|--------|-----|---|----------|-------------------------|
| 利用者数   | 低学年 | 1,085 人   | 1,202 人  | 1,241 人                 |
|        | 高学年 | 303 人   | 316 人    | 278 人                   |
| クラブ数   |     | 26 か所   | 25 か所    | 25 か所                   |
| 実施小学校区 |     | 23/23 学区  | 23/23 学区 | 23/23 学区                |
| 実施箇所   |     | 稲沢西、小正、稲沢東、高御堂、大里西、片原一色、清水、国分、下津、下津第 2、千代田、坂田、大里東、大里東いなっピー、稲沢北、領内、丸甲、長岡、祖父江、牧川、山崎、法立、三宅、六輪、信竜 |          |                         |

#### 【今後の方向性】

事業充実のため、小学校の余裕教室などの活用や、小学校区ごとや利用期間ごとの場所の確保・内容を検討します。また、今後も、各関係機関等とも連携を図りながら、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入れを継続します。

|                   | 令和 2 年度  | 令和 3 年度  | 令和 4 年度  | 令和 5 年度  | 令和 6 年度  |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ニーズ量              | 1,583 人  | 1,554 人  | 1,542 人  | 1,527 人  | 1,478 人  |
| 実施箇所数<br>(確保方策)   | 26 か所    | 26 か所    | 26 か所    | 26 か所    | 26 か所    |
| 実施小学校区            | 23/23 学区 | 23/23 学区 | 23/23 学区 | 23/23 学区 | 23/23 学区 |
| 提供量               | 1,583 人  | 1,554 人  | 1,542 人  | 1,527 人  | 1,478 人  |
| 過不足<br>(提供量－ニーズ量) | 0 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人      |

※いなっピークラブにおける実施を含みます。  
※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

##### 【事業概要】

保護者が病気や仕事などにより、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を預かり、必要な保護を行う事業です。

##### 【現状】

限られたニーズの対応となるため、平成31年度の利用者数は0人の見込みとなっています。

|      | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31（令和元）年度<br>（見込み） |
|------|--------|--------|----------------------|
| 利用者数 | 0人     | 0人     | 0人                   |

##### 【今後の方向性】

養育困難な家庭の支援を行う制度であるため、限られたニーズに対応することになりますが、施設の場所など、利用者の利便性について配慮しながら、委託などにより、提供体制を確保していきます。

|                   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ニーズ量              | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    |
| 実施箇所数<br>（確保方策）   | 3か所   | 3か所   | 3か所   | 3か所   | 3か所   |
| 提供量               | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    |
| 過不足<br>（提供量－ニーズ量） | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    |

※ニーズ量に応じて、提供量は0人としていますが、ニーズがあった際には、対応できるよう提供体制は整えています。



## (5) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

家庭や地域での子育てを支援し、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

子育て支援センター、児童館・児童センター等を中心に乳児、幼児及びその保護者が相互に交流する場所を提供し、子育てに関する相談、情報提供、援助などを行っています。

平成31年度は、14か所で実施しており、利用者数は55,065人の見込みとなっています。

|       | 平成29年度   | 平成30年度  | 平成31(令和元)年度<br>(見込み) |
|-------|--|---------|----------------------|
| 利用者数  | 60,351人  | 54,792人 | 55,065人              |
| 実施箇所数 | 13か所   | 13か所    | 14か所                 |
| 実施箇所  | 子育て支援センター：中央、平和、長野、信竜<br>児童館・児童センター：西町さざんか、小正すみれ、高御堂カトレア、大里オリーブ、明治スズラン、下津クローバー、千代田ヒナギク、大里東チューリップ、祖父江あじさい、平和さくら |         |                      |

### 【今後の方向性】

アンケート調査より、子育て支援センターの今後の利用希望回数を勘案し、ニーズ量を見込んでいます。

乳幼児のいる保護者に対する子育てを支援するため、地域におけるニーズを把握するとともに、今後も事業の周知に努め、各施設の利用を促進していきます。

中央子育て支援センターを中核とし、子育て支援センター、児童館・児童センター等の子育て支援施設のネットワークを構築し、子育て支援事業の充実を図ります。

|                   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニーズ量              | 58,637人 | 57,855人 | 56,538人 | 55,451人 | 54,497人 |
| 実施箇所数<br>(確保方策)   | 15か所    | 15か所    | 15か所    | 15か所    | 15か所    |
| 提供量               | 58,637人 | 57,855人 | 56,538人 | 55,451人 | 54,497人 |
| 過不足<br>(提供量－ニーズ量) | 0人      | 0人      | 0人      | 0人      | 0人      |

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。

## (6) 幼稚園における一時預かり事業

### 【事業概要】

幼稚園での通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、保護者の就労などにより保育を必要とする園児を引き続き預かる事業です。

### 【現状】

平成31年度の延べ利用者数は、7,152人の見込みとなっています。

|         | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31(令和元)年度<br>(見込み) |
|---------|--------|--------|----------------------|
| 年延べ利用者数 | 7,096人 | 7,124人 | 7,152人               |

### 【今後の方向性】

在園児を対象とした一時預かり事業は、保育園の延長保育と同様、希望どおりの対応を実施しているため、計画期間においては、従来と同程度の事業量を見込んでいます。

認定こども園に移行しない幼稚園の一時的な預かりについては、私学助成による事業を継続するとともに、新制度の一時預かり事業へ移行する場合は、円滑な事業実施が可能となるよう協議していきます。

|                   | 令和2年度                               | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-------------------|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| ニーズ量              | 7,224人                              | 7,224人 | 7,224人 | 7,224人 | 7,224人 |
| 実施箇所数<br>(確保方策)   | 5か所                                 | 5か所    | 5か所    | 5か所    | 5か所    |
| 提供量               | 7,224人                              | 7,224人 | 7,224人 | 7,224人 | 7,224人 |
| 過不足<br>(提供量－ニーズ量) | 0人                                  | 0人     | 0人     | 0人     | 0人     |
| 実施園               | 愛知文教女子短期大学附属第一、愛知真和学園第二、大里双葉、祖父江、六輪 |        |        |        |        |

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。

## (7) 保育園等における一時預かり事業

### 【事業概要】

保護者等の仕事、病気などの理由や、育児疲れなどの私的理由により家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を対象に、一時的に保育サービスを提供する事業です。

### 【現状】

平成31年度の延べ利用者数は5,561人の見込みとなっています。

|         | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31(令和元)年度<br>(見込み) |
|---------|--------|--------|----------------------|
| 年延べ利用者数 | 5,519人 | 5,540人 | 5,561人               |

### 【今後の方向性】

アンケート調査より、保育園・幼稚園利用希望者以外の一時預かりの利用希望を勘案し、ニーズ量を見込んでいます。

増加するニーズに対応できるよう、受入れ施設の見直しを検討するとともに、ファミリー・サポート・センター事業の活用などにより供給体制を確保していきます。

|                   | 令和2年度                  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-------------------|------------------------|--------|--------|--------|--------|
| ニーズ量              | 5,912人                 | 5,912人 | 5,912人 | 5,912人 | 5,912人 |
| 実施箇所数<br>(確保方策)   | 6か所                    | 6か所    | 6か所    | 6か所    | 6か所    |
| 提供量               | 5,912人                 | 5,912人 | 5,912人 | 5,912人 | 5,912人 |
| 過不足<br>(提供量－ニーズ量) | 0人                     | 0人     | 0人     | 0人     | 0人     |
| 実施園               | 子生和、高御堂中央、牧川、みのり、信竜、明治 |        |        |        |        |

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。



## (8) 病児・病後児保育事業

### 【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由で、保護者が保育できない際に、病院や保育園等で児童を一時的に預かる事業です。本市では、ファミリー・サポート・センター事業により病児・病後児預かりを実施しています。

### 【現状】

平成31年度の利用者数は、35人の見込みとなっています。

|      | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31(令和元)年度<br>(見込み) |
|------|--------|--------|----------------------|
| 利用者数 | 33人    | 22人    | 35人                  |

※ファミリー・サポート・センターの利用

### 【今後の方向性】

ファミリー・サポート・センター事業による病児・病後児預かりの実施を継続し、利用実績を検証しながら、病児・病後児のための施設を利用したいというニーズに対応するため、病院・保育園等施設での実施に向けた検討や関係機関等との調整を進めます。

|                   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ニーズ量              | 40人   | 39人   | 38人   | 36人   | 36人   |
| 提供量               | 40人   | 39人   | 38人   | 36人   | 36人   |
| 過不足<br>(提供量－ニーズ量) | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    |

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。



## (9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【事業概要】

子育ての援助をしてほしい人と援助をできる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする、会員組織の有償ボランティア活動の連絡・調整を行う事業です。

国のニーズ調査では、放課後に過ごす場や習い事の送迎、放課後児童クラブの送迎など、就学児の利用を対象としています。本市では就学児に限らず、就学前児童の一時預かりも対象としています。

### 【現状】

平成31年度の利用者数は、3,478人の見込みとなっています。

|      | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31（令和元）年度<br>（見込み） |
|------|--------|--------|----------------------|
| 利用者数 | 3,705人 | 3,313人 | 3,478人               |

### 【今後の方向性】

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、提供会員の講習会を継続的に実施し、提供会員を増やすよう努めます。

|                   | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ニーズ量              | 3,531人 | 3,490人 | 3,444人 | 3,391人 | 3,294人 |
| 提供量               | 3,531人 | 3,490人 | 3,444人 | 3,391人 | 3,294人 |
| 過不足<br>（提供量－ニーズ量） | 0人     | 0人     | 0人     | 0人     | 0人     |

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。



## (10) 利用者支援事業

### 【事業概要】

子ども及びその保護者や、妊娠している方などの悩みや困りごと等に合わせて、地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所で、相談や情報提供、助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援などを行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発などに努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレット等の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他、事業を円滑にするために必要な諸業務を行います。

### 【現状】

本市では、特定型は保育課、母子保健型は子育て世代包括支援センターで事業を行っています。

|       | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 (令和元年度 (見込み)) |
|-------|----------|----------|---------------------|
| 実施箇所数 | 2 箇所     | 2 箇所     | 2 箇所                |

### 【今後の方向性】

保育園の入所だけではなく、様々な事業、地域資源の紹介、利用に関する情報を提供していきます。

専門相談員の配置場所や相談内容については、今後5か年の計画の中で検討し充実を図ります。妊娠期から子育て期にわたるニーズに対して、総合的に相談支援を行う母子保健型で、継続して保健師等の専門職が関係機関と連携しサポートを行います。

|              |         | 令和 2 年度                     | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------------|---------|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|
| ニーズ量         | 基本型・特定型 | 1 箇所                        | 1 箇所    | 1 箇所    | 1 箇所    | 1 箇所    |
|              | 母子保健型   | 1 箇所                        | 1 箇所    | 1 箇所    | 1 箇所    | 1 箇所    |
| 実施箇所数 (確保方策) | 基本型・特定型 | 1 箇所                        | 1 箇所    | 1 箇所    | 1 箇所    | 1 箇所    |
|              | 母子保健型   | 1 箇所                        | 1 箇所    | 1 箇所    | 1 箇所    | 1 箇所    |
| 実施箇所         |         | 特定型：保育課、母子保健型：子育て世代包括支援センター |         |         |         |         |

## (11) 妊産婦に対する健康診査

### 【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康管理や、産婦の心身の回復と健康維持を目的として健康診査を行う事業です。

### 【現状】

妊娠届出をした方に対して、母子健康手帳交付時に、「妊産婦健康診査受診票」を交付し、妊婦健康診査費用14回分及び、産婦健康診査費用1回分の助成を行っています。

|       | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31(令和元)年度<br>(見込み) |
|-------|--------|--------|----------------------|
| 妊娠届出数 | 1,060人 | 1,024人 | 1,136人               |

### 【今後の方向性】

今後も引き続き、母子健康手帳と同時に「妊産婦健康診査受診票」を交付し、妊産婦健康診査費用の一部(15回分)を助成することで、妊婦及び胎児が健全な状態で出産を迎えられ、産後は産婦の心身が回復し、健康な状態で子育てできるよう、医療機関でサポートを行います。

|                | 令和2年度      | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----------------|------------|--------|--------|--------|--------|
| ニーズ量           | 1,142人     | 1,122人 | 1,099人 | 1,074人 | 1,050人 |
| 実施体制<br>(確保方策) | 保健センターにて交付 |        |        |        |        |



## (12) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況、並びに養育環境の把握を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける事業です。

### 【現状】

出生数が減っているため、訪問数は減少傾向となっており、平成31年度には904件の見込みとなっています。また、訪問率は98.4%の見込みとなっています。

|     | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31(令和元)年度<br>(見込み) |
|-----|--------|--------|----------------------|
| 訪問数 | 1,260人 | 1,014人 | 904人                 |
| 訪問率 | 96.2%  | 98.2%  | 98.4%                |

※訪問数には、不在や乳児と会えなかったケースを含む。

### 【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助がなく、子育てをしていく中で、育児負担の増大や、保護者が不安に陥らないよう、訪問時に、助言等必要な支援を行い、安心して子育てができるよう努めていきます。

また、支援を必要とする保護者の利用に結びつくよう、事業の周知を行い、相談支援では保護者のニーズを引き出せるよう、職員の相談技術の更なるスキルアップを図り、充実させていきます。

|                | 令和2年度                  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|------------------------|-------|-------|-------|-------|
| ニーズ量           | 873人                   | 858人  | 840人  | 821人  | 803人  |
| 実施体制<br>(確保方策) | 助産師8名、保健師18名、主任児童委員15名 |       |       |       |       |

### (13) 養育支援訪問事業等

#### 【事業概要】

児童の養育を行うために特に継続して支援が必要な家庭に対し、専門的な相談指導・助言を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

また、要保護児童などに対する支援のために要保護児童対策協議会を設置しています。

#### 【現状】

平成31年度は70件の見込みとなっています。

|      | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31（令和元）年度<br>（見込み） |
|------|--------|--------|----------------------|
| 訪問件数 | 169人   | 66人    | 70人                  |

#### 【今後の方向性】

支援を必要とする保護者に対し、早期から介入し、信頼関係を築き、必要な支援を行っていきます。

相談支援については、職員の相談技術の更なるスキルアップを図り、充実させていきます。

|                | 令和2年度  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| ニーズ量           | 56人    | 55人   | 54人   | 53人   | 51人   |
| 実施体制<br>(確保方策) | 保健師18名 |       |       |       |       |

### (14) 実費徴収に係る補足給付事業

#### 【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことができる「食事の提供に要する費用」について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。

#### 【今後の方向性】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、対象となる費用や対象児童の見直しを行い、適切に把握した上で事業を実施します。

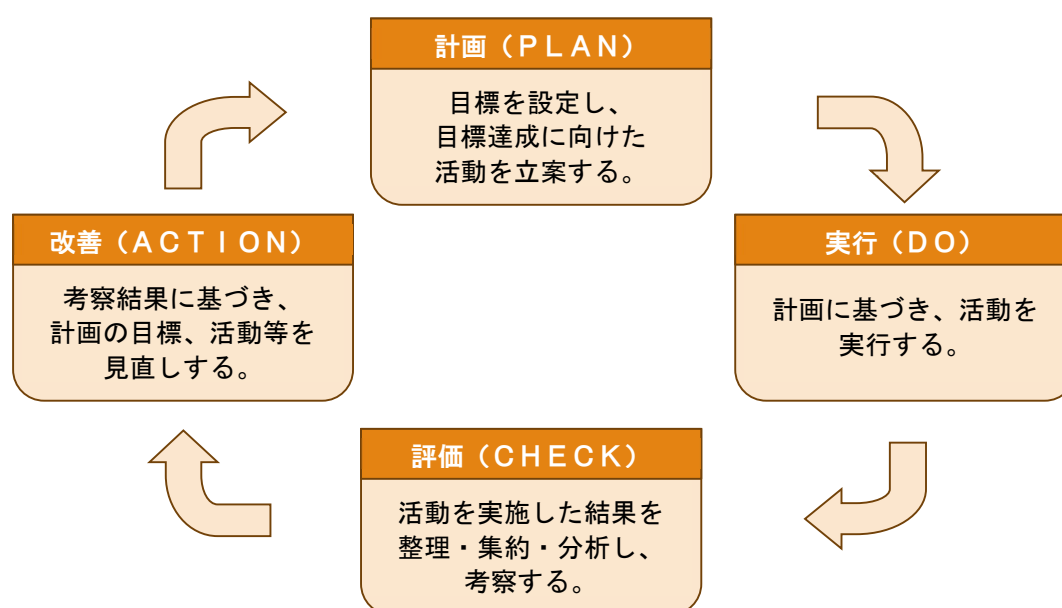
|      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ニーズ量 | 100人  | 100人  | 100人  | 100人  | 100人  |
| 提供量  | 100人  | 100人  | 100人  | 100人  | 100人  |

## 第6章 計画の進行管理

### 1 施策の実施状況の点検

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。進捗状況の管理については、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「稲沢市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを鑑みながら、翌年度の事業展開に活用していくものとします。



### 2 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や愛知県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から愛知県と連携し推進するとともに、愛知県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

1 策定経過

| 開催日                                | 審議内容等  |
|------------------------------------|--|
| 平成 30 年 10 月 15 日                  | 平成 30 年度 第 1 回稲沢市子ども・子育て会議<br>1 子ども・子育て支援事業計画の状況について<br>2 第 2 期稲沢市子ども・子育て支援事業計画及びアンケートについて                   |
| 平成 30 年 11 月 21 日<br>～12 月 5 日     | 「子育て支援に関するアンケート調査」の実施  |
| 平成 31 年 3 月 18 日                   | 平成 30 年度 第 2 回稲沢市子ども・子育て会議<br>1 子ども・子育て支援事業計画「子育て支援に関するアンケート調査」結果について<br>2 子ども・子育て支援事業計画策定平成 31 年度スケジュールについて |
| 令和元年 5 月                           | 関連団体ヒアリング実施<br>事業者アンケート実施  |
| 令和元年 7 月 24 日                      | 令和元年度 第 1 回稲沢市子ども・子育て会議<br>1 第 2 期稲沢市子ども・子育て支援事業計画（案）について  |
| 令和元年 11 月 12 日                     | 令和元年度 第 2 回稲沢市子ども・子育て会議<br>1 第 2 期稲沢市子ども・子育て支援事業計画（案）について<br>2 第 2 期稲沢市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメントについて         |
| 令和元年 12 月 17 日<br>～令和 2 年 1 月 16 日 | 「第 2 期稲沢市子ども・子育て支援事業計画（案）」についてのパブリックコメントの募集  |
| 令和 2 年 2 月 17 日                    | 令和元年度 第 3 回稲沢市子ども・子育て会議<br>1 第 2 期稲沢市子ども・子育て支援事業計画（案）について  |

## 2 稲沢市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 27 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、稲沢市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務その他子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)の推進に関し必要な事務をつかさどる。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (5) 公募による者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が招集する。

2 子育て会議の会議の議長は、会長をもつて充てる。

3 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 子育て会議の会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども健康部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### 3 稲沢市子ども・子育て会議委員名簿

| 選出区分                          | 氏名            | 職名等                            | 備考          |
|-------------------------------|---------------|--------------------------------|-------------|
| 子ども・子育て支援<br>に関し学識経験の<br>ある者  | 三浦 記代         | 日本音楽療法学会 認定音楽療法士・特別<br>支援教育士   |             |
|                               | 笠井 紀世史        | 愛知文教女子短期大学 教授                  |             |
| 関係団体の推薦を<br>受けた者              | 竹島 久美子        | 一宮保健所 健康支援課長                   | 平成30年度      |
|                               | 土山 典子         |                                | 令和元年度       |
|                               | 安藤 美穂         | 一宮児童相談センター 主事                  |             |
|                               | 家田 鐵彦         | 稲沢市民生委員・児童委員協議会 会長             | 平成30年・令和元年度 |
|                               | 加藤 恒二         |                                | 令和元年度       |
|                               | 岩田 繭          | 稲沢市小中学校PTA連絡協議会 母親代<br>表       | 平成30年度      |
|                               | 尾山 美帆         |                                | 令和元年度       |
|                               | 岩田 知子         | 稲沢市子ども会連絡協議会 会長                |             |
|                               | 小田 真理子        | 稲沢市みらい子育てネット 会長                |             |
|                               | 服部 正見         | 稲沢商工会議所 理事                     |             |
| 稲熊 雅子                         | 三工機器労働組合 執行委員 |                                |             |
| 子ども・子育て支援<br>に関する事業に従<br>事する者 | 溝口 正俊         | 社会福祉法人信竜会 信竜保育園 園長             |             |
|                               | 中溝 浩史         | 学校法人祖父江学園 祖父江幼稚園 園長            | 平成30年度      |
|                               | 足立 三千夫        | 学校法人愛知真和学園 第二幼稚園 園長            | 令和元年度       |
| 子どもの保護者                       | 松本 光恵         | 稲沢市立片原一色保育園 父母の会 会長            | 平成30年度      |
|                               | 富田 京子         | 稲沢市立国分保育園 父母の会 会長              | 令和元年度       |
|                               | 岡田 亜由美        | 学校法人愛知真和学園 第二幼稚園<br>PTA会長      | 平成30年度      |
|                               | 川島 昌枝         | 学校法人大里双葉学園 大里双葉幼稚園<br>PTA会長    | 令和元年度       |
| 公募による者                        | 石原 竜次         | 公募委員                           |             |
|                               | 後藤 綾子         | 公募委員                           |             |
|                               | 渡邊 光希子        | 公募委員                           |             |
| その他市長が適<br>当と認める者             | 大森 真由美        | 稲沢市ファミリー・サポート・センター<br>コーディネーター |             |



## 第2期 稲沢市子ども・子育て支援事業計画

発行：稲沢市

発行年月：令和2年3月

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1

電話 0587-32-1296(子育て支援課直通) FAX 0587-32-8911